

# 平成24年第6回上里町議会定例会会議録第4号

平成24年9月19日(水曜日)

本日の会議に付した事件

日程第22 一般質問について

出席議員(13人)

1番	植原育雄君	2番	山下博一君
3番	植井敏夫君	4番	高橋正行君
5番	納谷克俊君	6番	中島美晴君
7番	荒井肇君	8番	新井實君
9番	小暮敏美君	10番	沓澤幸子君
11番	高橋仁君	12番	伊藤裕君
13番	根岸晃君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	関根孝道君	副町長	高野正道君
教育長	山下武彦君	総務課長	戸矢隆光君
総合政策課長	石原秀一君	町民環境課長	須田孝史君
福祉こども課長	飯島雅利君	健康保険課長	関口静君
まち整備課長	坂本浩之君	産業振興課長	野田浩一郎君
人権共生課長	河野光彦君	学校教育課長	木村隆之君
学校指導室長	福島慶治君		

事務局職員出席者

事務局長	横尾邦雄	主査	戸矢信男
------	------	----	------

## 開 議

午前 9 時 2 分開議

議長（高橋正行君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

### 日程第 2 2 一般質問について

議長（高橋正行君） 日程第22、一般質問についての件を議題といたします。

会議規則第61条の規定により、一般質問の通告がありましたので、通告順に発言を許可いたします。

1 番植原育雄議員。

#### 〔 1 番 植原育雄君発言 〕

1 番（植原育雄君） 皆さん、おはようございます。議席番号 1 番の植原育雄でございます。議長の許可をいただきましたので、通告順に従い、質問をさせていただきます。

私は、安心して暮らせる町をつくるには、住民の皆様と行政による一体的な取り組みが必要だと思っております。キーワードは安全と安心、選択と集中、官民協働であります。

今 9 月定例議会では、1、県内町村電算情報システムのクラウド化について、2、外国人への行政サービスについて、3、救急医療体制について、4、小中学校でのいじめについて、町長、教育長に質問をさせていただきます。

最初に、県内町村電算情報システムのクラウド化について、町長に質問させていただきます。

平成24年 8 月17日の議会全員協議会で、町側から町村情報システムの共同化について説明がありましたが、その前にこの件につきましては、一般質問通告書を提出しておりましたので、質問内容を少し変えて質問をさせていただきます。

平成24年 6 月12日の埼玉新聞によりますと、埼玉県町村会は、県内町村が同一の行政コンピューターシステムを調達し、共同運用を図る自治体クラウド化に向けた推進協議会を設立し、協議を本格化させた、との記事が掲載されておりました。これは町村が個別で行っている情報管理を一元化することで、コストの削減、住民サービスの向上につなげるのが狙いで、10月に市制に移行する白岡町を除く23町村が推進協議会に参加の予定で、9 月までに参加町村を決め、平成25年度後半から順次クラウド化、電算情報システムの共同化を進める方針だそうです。

クラウド化、電算情報システムの共同化は、行政の基幹系システム、住民基本台帳や税の収納、福祉などをパッケージ化し、外部のデータセンターで保有、管理し、ネットワーク経由で利用する形態です。現行システムは、自治体が個別に庁舎内にサーバーを設置し、業者委託して、各情報システムを構築していますが、これを共同化して割り勘にすることで経費低減する

こととなります。

平成23年度から神奈川県内の14町村でクラウド化を導入しました。主導した神奈川県町村会によりますと、5年間で約18億6,000万円、削減率は43%に上がるコスト削減が見込まれているとのことです。

経費削減とともに、災害対策の観点からもクラウド化を進める自治体が全国的に広がっています。東日本大震災の被災自治体では、津波により自庁舎で管理する住民情報が消失し、復興への足かせとなっています。政府の復興対策本部は、昨年、災害に強い行政情報ネットワークの構築を目指し、自治体クラウドの推進を掲げました。

埼玉県町村会は、昨年夏から導入に向けた検討を始め、5月下旬に23町村で作る推進協議会を立ち上げました。昨年11月に実施した町村長アンケートでは、クラウド化に「大いに関心がある」と回答したのは19人、「関心がある」が4人で、対象の23町村長全員が導入に前向きな考えを示しています。厳しい財政状況が続く町村にとって、システム費の低減は魅力的ですが、一方で、導入時に使い慣れたシステムの変更に伴う職員の負担増が予想され、コスト削減のメリットも町村によって違いが生じるなどの課題もあります。

推進協議会では、共同化する基幹系システムの範囲など参加条件を整備し、9月までに参加町村を正式に決める方針だと新聞に掲載されておりました。自治体が運用する行政システムは、通常5年程度のサイクルで公開を要するとされているため、町村会事務局では、各町村がシステム公開の時期にタイミングよく共同参加できるような仕組みをどう作っていくかがポイントと話しています。

質問1としまして、県町村会が昨年11月に実施した町村長アンケートでは、クラウド化に「大いに関心がある」と回答したのは19人、「関心がある」が4人で、対象の23町村長全員が導入に前向きな考えを示しています。県町村会の自治体クラウド化推進協議会では、9月までに参加町村を決め、平成25年度後半から順次クラウド化を進める方針だということですが、自治体（県内町村電算情報システム）のクラウド化について、町長の考えを伺います。

質問2としまして、この自治体（県内町村電算情報システム）のクラウド化に参加する場合の条件として、町はどのようなことを考えているのでしょうか、町長の考え方を伺います。

質問3として、自治体クラウド化参加町村のデータを外部のデータセンターで保有、管理し、ネットワーク経由で利用する形態です。日常のセキュリティ対策も心配ですが、災害時に備えて、バックアップデータの保管場所についても県外の遠隔地に設置するなどの配慮が必要だと思います。町長の考え方を伺います。

次に、外国人への行政サービスについて、町長に質問させていただきます。

出入国管理及び難民認定法、入管法に基づいて、法務省の入国管理局が行っていた情報の把

握と外国人登録法に基づいて市区町村が行っていた情報の把握等を基本的に1つにまとめ、法務大臣が在留管理に必要な情報を継続的に把握する制度の構築を図ることなどを目的とした入管法等の一部改正が、平成21年7月8日に成立し、15日に公布されました。その結果、公布日から起算して3年を経過する日までで政令で定める日、期限は平成24年7月15日に新たな在留管理制度に移行し、外国人登録制度は廃止されることになりました。

これは、国際テロ対策強化などを受け、在日外国人管理を徹底するために、出入国管理と外国人登録を一元化し、外国人登録者約208万人の大多数を占める中長期在留者には在留カード、韓国、朝鮮国籍を中心に約39万人いる特別永住者には特別永住者証明書を交付し、住民票に編入するものです。

在日外国人に関する新旧制度の比較ですが、これまでの制度、旧制度の出入国管理では、法務省の入国管理局が認めた在留資格や在留期間等をもとに、各市町村では外国人登録法により外国人登録証を不法滞在者にも発行しておりました。住民登録については、住民基本台帳法により、日本人のみが住民票に登録され、外国人の方には外国人登録証明書が交付されておりました。

法改正後の新制度では、法務省の入国管理事務所、出入国港で入国審査の結果、平成24年7月からの制度導入、当初は成田空港、羽田空港、中部空港、関西空港に限定され、在留カードが交付されます。その他の出入国港においては、旅券に上陸許可の証印を押印し、在留カード（後日交付）日本国入国審査管に記載し、この場合は、中長期在留者の方が市区町村の窓口に住居地の届け出をした後に在留カードが交付されることとなります。通常は法務省の入国管理事務所の出入国港で交付された在留カードをもとに、市区町村の窓口に住居地の届け出をして、必要に応じて住民票が交付されることとなります。

なお、不法滞在者には在留カードが交付されないため、住民登録はできません。不法滞在者の肩を持つわけではありませんが、これまで不法滞在者は、在留期限が切れていても外国人登録証は発行され、小・中学校入学や予防接種などの行政サービスは受けられておりました。法改正で、不法滞在者は新たな身分証からも住民票からも排除されることとなります。政府は、人道的見地から不法滞在者に対してもこうした行政サービスは継続すると明言しておりますが、市民団体の調査によれば、法改正後は住民票がなければサービスを提供できないと誤解している自治体が目立つと述べています。

質問1としまして、入管法等の一部改正は、平成24年7月9日から施行となりました。外国人住民は法律の施行日には1,022人、法律施行日前は1,083人ですので、その差はマイナス61人となります。この61人の方は何らかの理由で外国人住民となれなかった方で、不法滞在の状態にあると思われます。埼玉県内で外国住民の人口に占める割合は、1位が蕨市4.98%、2位が

川口市3.84%、上里町は3.50%で第3位となり、埼玉県内の市町村では多くなっています。この改正法は在留資格や在留期間を正規に取得させ、在日外国人管理を徹底させるのが目的とされていると思いますが、中にはやむを得ない理由で在留資格の取り消しや在留期間を過ぎても日本に滞在するオーバーステイの外国人がいると思われれます。行政は不法滞在の状態にある外国人に対しては、速やかに最寄りの入国管理官署出向いて手続をして下さいとの指導が必要だと思えます。正規の手続ができるまでの間等は、不法滞在の状態になっている外国人への行政サービスについても必要だと思えますが、上里町ではどのような対応をしているのでしょうか、町長に伺います。

質問2としまして、日本人と離婚すると永住資格があっても日本にいらなくなるんだって、永住資格自体がなくなるらしいよとか、在日外国人らの間で、最近こんなデマが広がっています。法改正について、政府や自治体のPR不足が原因と見られていますが、上里町ではどのようなPRをしておりますか、町長に伺います。

質問3としまして、法改正では、特に日本人男性と結婚した外国人女性への悪影響が懸念されています。就労目的での偽装結婚を防ぐため、婚姻の実態のないまま6カ月を過ぎたら在留資格を取り消されることになったのが原因です。外国人妻は日本人の配偶者などとして日本では在留を許可されています。離婚すれば在留資格を失いかねないことから、従来立場が弱く、日本人夫によるドメスティック・バイオレンスが頻発する要因といわれてきました。外国人妻に対する日本人夫によるドメスティック・バイオレンスへの対応について、町長はどのように考えているのでしょうか伺います。

次に、救急医療体制について、町長に質問させていただきます。

我が国の救急医療体制は、いつでも、どこでも、だれでも適切な救急医療を受けられるよう、昭和39年の救急告示制度に加え、昭和52年からは一次、二次、三次の救急医療機関並びに救急医療体制の体系的な整備がなされてきました。また、救急現場並びに医療機関への搬送途上における傷病者に対する応急処置を充実させる制度形成として、平成3年には救急救命士制度が創設され、今日に至っております。

現在では、消防力の整備指針によって消防救急の人員、装備は整備されてきましたが、一方では、財政基盤脆弱な地方における救急医療は、医師の確保がままならず、救急患者のたらい回しが問題となっています。社会問題化している医療機関における救急患者の受け入れ拒否は、医療の崩壊の前兆と指摘する声も少なくありません。

また、救急医療に携わる消防救急は、国の政策である消防の広域再編によって地域医療との関係が変化し、今後の救急医療をどのように確立させるか課題を残しています。基本的視点として、救急医療はすべての国民が生命保持の最終的なよりどころとして必要とされるものであ

り、救急業務についても救急医療の重要な役割を担うことから、地域住民の安心・安全な暮らしを支えるものとして、その期待に応えるものでなければなりません。

救急医療体制の課題として、救急たらい回しの社会問題化については、消防救急行政は平成3年に創設された救急救命士制度から20年が経過し、今日ではその質、量的にも体制が充実されつつあり、さらにメディカルコントロールを充実させるなど、救急業務における高度化が図られています。一方、救急需要は増加の一途をたどり、この10年で300万件から500万件となっています。また、救急車の利用方法については、医療のコンビニ化と言われるように、住民のモラルの欠如による安易な利用が社会問題化しています。自己都合で地域医療の大切な二次病院に患者が殺到し、ここを溢れた患者が三次病院の機能までも麻痺させている現象が起きています。これらの状況が今日の救急医療体制の弊害、あるいは崩壊を招く一因になっています。

一方、医療機関の状況は、勤務医が勤務の過酷さなどによって、地方の中核病院を立ち去り、病院が余儀なく閉鎖されるなど、各地で医療の崩壊が進んでおり、救急医療制度そのものが運営困難となっています。特に急性期医療の危機は住民の生命に危機を及ぼす深刻な問題であり、救急医療機関の受け入れ拒否は、全国的に社会問題化しているようです。

救急現場での課題としては、伸び続ける救急需要、総務省消防庁の資料によりますと、平成7年から平成16年の10年間で7割増、救急隊は7%増大とされています。これらの増加要因は、社会構造の変化から需要が増加しているものと、価値観の変化、いわゆる安易な救急車の利用によるところが大きいとされています。この結果、現場到着時間が遅延傾向となっています。搬送先病院の選定について、多くの自治体は消防救急行政の優先課題として、救急車の現場到着時間の短縮を挙げ、これにより救急分署等の適正配置を行うなどの努力がはらわれてきました。しかし、消防側の努力が及ばない医療機関側の状況悪化から、搬送病院が確定するのに多くの時間を費やすことが多々ある状況を生み出しているのが現状です。

先日、実際に起こった事例を申し上げます。上里中学校の東側の狭い道路で、自転車同士の出合頭の衝突事故ですが、6月22日金曜日、早朝午前7時30分ごろに、上里中学校の男子生徒が南側から上里中学校に向かって左折したところ、地元72歳の女性が上里中学校東門方向から東方向に向かって走っていき、住宅地の角で衝突したものです。

事故発生時間は午前7時30分ごろ、救急車の到着時間は午前7時42分に児玉広域消防本部本庄南救急隊の救急車だったと思いますが、到着、本庄警察署のパトロールカーの到着時間は午前8時ごろに1台目が到着、到着までに約30分かかっております。その後に、事故処理車を含めて最終的には3台が順次到着しました。搬送先病院が確定し、病院に向かったのが午前8時23分でした。ここで問題なのは、事故発生時刻から搬送先病院が確定するまで53分間かかったということです。本庄市内に幾つかあります救急指定病院にはすべて断られたそうです。最終

的に受け入れてくれた病院は公立藤岡総合病院でした。

過去に同僚議員が一般質問し、町長が答弁していますが、上里町の救急出動件数は年々増加傾向にあるそうです。また、救急車の搬送先についても、平成21年度当時の1年間の本庄市への医療機関が52%、群馬県藤岡市の医療機関が34%、高崎市と伊勢崎市が3%、前橋市が2%、合計で39%と、約4割が群馬県の医療機関へ搬送されているとのことでした。

質問1としまして、事故が発生した時刻から53分間、約1時間もしないと受け入れてくれる病院が決まらない。たまたま軽傷で済んだ事故だからよかったわけですが、生死をさまようような事故であれば、死亡につながることもなります。町民が安全で安心して暮らせるような救急医療体制の充実が望まれます。

近隣病院との連携、特に群馬県への救急搬送が多くなっている現状から、当地域の救急医療は、埼玉、群馬の枠を超えた医療圏の構築等が緊急課題と思います。北部保健医療圏地域保健医療協議会が設立されており、既に管内市町の委員から検討課題の一つとして提言されておるとのこと、その後、検討は進んだのでしょうか。検討が進んでいないとすれば、早急に検討し、結論を出せるように努力してほしいと思います。町長に質問をいたします。

質問2としまして、通常重症患者における救急車による搬送は二次救急医療と位置付けて、児玉郡市内の5つの病院が輪番制により休日・夜間に内科、外科の受け入れ態勢をしていると聞いておりますが、特に時間外においては、群馬県内の病院や深谷日赤病院に運ばれるケースが多いとの現実があります。

過去において、夜中に子どもが熱を出して、地元の病院に診察をお願いし、断られましたが、幸いにも紹介していただき、父親が自家用車で群馬県渋川市にあります群馬県立小児医療センターに連れて行き、診察をしていただいて事なきを得たと話しておりました。その人から、何とかならないのかねという相談を受けました。地元での医療体制の充実が望まれますが、休日・夜間の時間外において、小児等の救急医療体制とPRについて、町長に伺います。

次に、小・中学校でのいじめについて、教育長に質問させていただきます。

文部科学省が児童・生徒の問題に関する調査で用いるいじめの定義は、子どもが一定の人間関係のある者から心理的・物理的攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもので、いじめか否かの判断は、いじめられた子どもの立場に立って行うよう徹底させるとしています。

これは平成19年1月19日以降の定義で、従来のいじめの定義は、自分より弱い者に対して一方的に身体的・心理的攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているものとしていました。同じ年、具体的ないじめの種類については、パソコン、携帯電話の中傷、悪口等が追加されました。いじめの件数についても、発生件数から認知件数に変更されました。また、教育再生会議の第1次報告に関連して、いじめを繰り返す児童・生徒に対する出席停止措置などの現在の

法律でできることは教育委員会に通知するように、平成19年1月22日付で当時の安倍首相から伊吹文部科学大臣に指示をしております。

昨年10月、滋賀県大津市のマンションで13歳の中学2年生の男子が飛び降り自殺をしました。いじめの発生の仕組みは、だれか特定の1人を集団の輪の外にはじき出すことで、みんなと1人という分断の関係をつくることになります。標的にされた子どもは、自分が自分でいられる居場所を学校に、教室に見出せなくなります。教室での自分の存在理由がいじめの標的としてのみであることを屈辱感とともに思い知らされることになります。居場所を奪われた子どもがこの世の外に居場所を求めて自殺に走ることは想像できます。

7月11日に暴行容疑で男子生徒の通っていた中学校と教育委員会に、滋賀県警が介入しました。ひたすら事実の隠ぺい工作に走った学校に、もはやいじめをはじめとする諸問題に関する処理能力がないという宣告であったと思います。

平成21年度埼玉県公立学校における暴力行為、いじめに関する調査結果の概要についてですが、暴力行為は過去最多というタイトルで、インターネットに掲載されておりました。これによりますと、調査対象は、暴力行為については県内公立小・中・高等学校（さいたま市を含む）、いじめについては県内公立小・中・高等学校及び特別支援学校（さいたま市を含む）で、調査対象期間は平成21年4月1日から平成22年3月31日までの1年間で、平成21年度の暴力行為の発生件数は全体で2,673件ありました。前年度に比べ114件増加しました。学校別では、高等学校で42件減少したが、中学校では109件、小学校では47件増加しました。

平成21年度はいじめの認知件数は全体で2,034件あり、前年度に比べ158件減少しました。学校別では、小学校で68件減、中学校では73件、高等学校で22件減少し、特別支援学校で5件増加しました。

質問1としまして、現在上里町内の小・中学校において、いじめはどのようにして認知しているのでしょうか、教育長に伺います。

質問2としまして、今年7月にも文教厚生常任委員会で学校訪問を実施しましたが、いじめはないとした学校と、いじめはあるとして対応しているとした学校がありました。町内小・中学校でのいじめの対応について、教育長に伺います。

以上でとりあえず質問を終わります。

議長（高橋正行君） 1番植原育雄議員の質問に対して町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 最初に、1番の植原育雄議員の質問に対してお答えをさせていただきたいと思います。

最初に、1番の県内町村電算情報システムのクラウド化について、の自治体（県内町村電算情報システム）のクラウド化についての御質問でございます。

埼玉県町村会では、昨年度から住民情報、税務、国民健康保険、福祉など、基幹系業務を中心とした情報システムの共同化について、埼玉県町村情報システム共同化推進協議会を立ち上げ、協議を進めてまいりました。県内の23町村が共同で同一システム調達、運用を行い、現状の自庁舎設置のクライアントサーバー方式から委託業者のデータセンターの保管方式のクラウドサービスを目指しておるところでございます。

共同化の目的、効果ですが、1点目として、クラウドシステムを導入することにより、スケールメリットによるシステム調達、運用費用の大幅な削減が見込まれ、法改正等のシステム改修も共同化による削減効果が期待をされております。

2点目は、クラウド技術の導入による災害対策の充実です。クラウドシステムは委託先事業者の地震等災害に備えた万全のセキュリティ対策が施されて、専門的なデータセンターに住民情報を保管します。東日本大震災以降、災害や予期せぬ事態が発生した場合に、自治体事務をいかに継続していくかが課題となっておりますが、クラウド化により活用が広がり、自治体間のシステムの相互運用も可能となります。さらに、総務省においても、自治体クラウドを推進しており、全国的な展開に向けた総合的かつ迅速な取り組みを進めておるところでございます。

3点目として、共同化で削減された経費を新たなシステムに導入するなどによって、住民サービスの更なる向上が可能になることが挙げられております。

また、課題といたしましては、各種帳票、様式類が統一様式になったり、町独自の様式ができなくなったり、幾つからの制限があります。さらに、データ移行費、町村によりコスト削減のメリットの差異の発生、担当職員の一時的な事務量の増大などが挙げられております。これら共同化に対する課題につきましては、万全の準備を行い、関係機関と調整を行い、対応をしてみたい、このように考えておるところでございます。

続いて、県内町村電算情報システムのクラウド化の参加条件についてですが、これまで各町村では、業務範囲、既存システム、各種帳票類、費用など数々の調査を行ってまいりました。さらに、共同化方式、ノンカスタマイズ方式、切り替え時期、費用削減効果、事業主体、ネットワーク、費用負担額、シミュレーション等を多方面から分析を行い、協議会で決定いたしました。町村間には、さまざまな課題もあると思われませんが、協議会で決まった参加条件や審議結果に基づき、各町村みずからの判断で、この情報システム共同化に参加する、しないの意思決定をするものと認識をしております。

本町では、副町長を委員長として関係課長で組織する情報化推進委員会において、情報システム共同化に向けた検討を行ってまいりました。現状費用、システムの維持管理、今後発生す

るシステム改修費、国の動向等を総合的に判断し、9月18日を期限とする埼玉県情報システム共同化への参加について、参加する旨の回答をいたしたところでございます。

最後に、の県内町村電算情報システムバックアップデータ保管場所についてですが、先ほど申し述べたように、クラウドシステムのデータは専用のネットワーク回線を介し、委託先事業者のデータセンターに保管されます。協議会では、災害対策を備えたデータセンターの設置かつ遠方に二次的なバックアップ施設の設置も主要要件の一つとして検討しております。通常データセンターは地震、雷、火災等の災害を想定し作られた建物であり、各種災害対策が講じられております。さらに、非常用電源、監視体制、セキュリティも万全の設備の中で住民の各種個々情報を保管することになっております。

また、ネットワーク障害に備え、自庁舎には簡易的な紹介発行サーバーを設置し、万が一回線障害が発生しても必要最小限の証明書の照会、発行業務はできる体制をとっておるところでございます。これらのことにより、各種データの保管には万全のバックアップ体制がシステム構築できるよう進められておるところでございます。

次に、外国人への行政サービスについて、の不法滞在者の行政指導と行政サービスについてでございます。

まず、行政指導でございますが、一般社会の中に溶け込んでいる不法滞在者を把握することは非常に困難であり、現状では、窓口来庁時等で不法滞在の状況を確認できたときに、直接本人への適法に在住するための手続を説明し、最寄りの地方入国管理官署を紹介しておるところでございます。

平成24年7月9日に法改正、改正住民基本台帳法及び改正出入国管理及び難民認定法等が施行されたことにより、上里町でも外国人登録を行っていた外国人のうち、外国人住民となることができない外国人が、法施行日に、先ほど議員もおっしゃられておりましたけれども、61人おりました。この不法滞在と同様の状況にある外国人の方に対しまして、不法滞在の解消に向けて個別に対応したいと考えております。

次に、行政サービスでございますが、この状況に対応すべく、国は在留資格を有しない外国人にも在留資格の有無に関わらず、提供することができる行政サービスについて、引き続き行政上の便益を受けられるよう配慮をする旨の通知を出しております。したがって、町では、前記通知を踏まえ、法施行日に外国人住民となれなかった外国人について、保健分野では乳幼児の予防接種や母子保健事業、教育分野では小・中学校への就学等においてサービスを継続実施しております。今後も上里町に居住する外国人に向け、適法に在留するための情報を提供し、個別の状況を慎重に判断する中で、必要な措置を講ずるべき各分野において関係機関との連携を図り、努力をしてまいりたい、このように考えておるところでございます。

次に、法改正のPRについてでございます。

改正法施行に向けた上里町は、平成24年4月号、6月号、7月号、計3回にわたり、町広報紙で住民基本台帳及び出入国管理及び難民認定法の改正による外国人住民のための要件や各種手続の変更点等を掲載し、あわせて、平成24年3月より、町ホームページにて同様の趣旨を掲載し、上里町に居住する外国人に対し注意喚起を行いました。

なお、外国人特有の言葉の障害を考慮し、発信時には多言語に対応可能な各省が作成のホームページアドレスを併記し、より正確な情報把握をできるよう配慮をいたしたところでございます。また、法務省より配布された他言語対応の新在留管理制度広報用DVDを用い、平成24年5月下旬から庁舎へ出向いた外国人の方々に向けて、業務時間内の町民環境課町民係窓口で、法施行直前まで音声付きで放映をいたしておったところでございます。

さらに、町民係の窓口では、法務省、総務省からそれぞれ配布されたリーフレット（多言語対応）を設置し、各種申請に来庁した際、外国人の方々へ直接口頭で法改正についての説明を行い、周知を図っておるところでございます。今後も引き続き、上里町に在住する外国人住民及び外国人住民となれないの方々に対する啓発活動をいろいろな媒体を駆使し実施をしていきたい、このように考えておるところでございます。

次に、の外国人妻に対する日本人夫によるドメスティック・バイオレンスの対応についてであります。町では、国の法律に基づき、ドメスティック・バイオレンス防止のため、基本計画の策定が義務付けられ、平成22年1月にドメスティック・バイオレンス防止基本計画を含む、かみさと男女共同参画推進プランを策定し、被害者の相談や保護、支援に取り組んでおるところでございます。また、各種関係機関とも連携を図り、迅速な対応をしているところでございます。

また、女性総合相談事業は、センターの運営方針の中でも支援として業務の一つと位置づけており、主に女性が抱える諸問題について気軽に相談することができるよう、自らが問題に立ち向かえるよう、そして、女性も男性も対等な社会の構成員として自立した活躍ができるよう開設しており、第1、第3水曜日に専門カウンセラー、第2、第4水曜日に相談ボランティアによる対応をしております。また、女性弁護士による法律相談も年4回開催し、年々複雑化する人間関係やDV被害相談も世相を反映して相談者も多かったですのですが、東日本大震災以降、不安定な世相のためか、一旦は相談も落ち込みましたが、昨年9月以降は増加をしているところでございます。

なお、外国人による問い合わせは、昨年1件ありましたが、センターでは、日本語のわからない外国人妻等の相談の対応については、外国人向けの外国語による相談情報を窓口に置いたり、県内にある外国籍の人たちを対象に相談や自立支援の協力をしているふじみ野市のNPO

法人ふじみの国際交流センター、又はさいたま市浦和区にある外国人総合相談センターさいたまなどの施設を紹介することを考えております。

ご質問の在留資格の取り消しであります。出入国管理及び難民認定法が改正され、継続して6カ月以上配偶者としての活動が行われない場合や、住居地の変更届を90日以内に届けていない場合に該当となるわけでございます。しかし、配偶者の暴力等から避難するため、別居中であり、離婚手続中であると、正当な理由が確認できる場合は、取り消しの措置が即失効されるわけでございます。

また、平成20年6月より、本人の意思によらず不当な離婚届等を提出されないための不受理申し出制度が外国人にも適用されております。加えて、住民基本台帳法の改正で、外国人住民もドメスティック・バイオレンス等被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置の対象となりました。これにより外国人妻等の社会的地位が確保されたところでございます。法改正により外国人を取り巻く環境が変化する中において、言葉と法律の壁に悩む外国人が来庁した際は相談窓口へ出向くよう、これからも引き続き啓発をしていきたい、このように考えておるところでございます。

次に、救急医療体制について、の近隣病院との連携（埼玉・群馬の枠を超えた医療圏の構築等）についての質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

現在の医療体制につきましては、埼玉県地域保健医療計画に基づく熊谷、深谷地域及び本庄市、児玉郡を含む3市4町からなる北部保健医療圏に属しており、北部保健医療地域保健医療計画による初期、第二次、第三次医療体制を整備して、事業を推進しておるところでございます。

初期の救急医療につきましては、休日の外来治療を必要とする軽傷の救急患者で、本庄市、児玉郡医師会立本庄市休日急患医療所（本庄市保健センター内）、医師会会員による在宅当番医制度により、病院等による診察を行っておるところでございます。

第二次救急医療につきましては、休日の昼夜及び平日の夜間における入院治療を必要とする重症の救急患者の対応として、本庄市内の5病院が病院群輪番制による当番日を定めて、24時間体制の救急医療に当たっておるところでございます。

第三次救急医療では、生命に関わる重篤な救急患者に対応するものとして、24時間体制で高度な医療を提供するものとして、救急救命センターが県内7カ所に設置しており、北部保健医療圏域では、深谷赤十字病院救急救命センターが対応しておるところでございます。

当町における救急医療搬送先におかれましては、病院群輪番制による病院がありますので、患者のかかりつけ医等に伴う本人の希望等、また病院等による専門的な治療もあり、圏域内での病院搬送先にならない場合も多いように思われておるところでございます。

平成23年1月受診の1市3町の本庄地区における救急車の実態調査等によりますと、本庄地域の救急患者が2,248人のうち、埼玉県内の医療機関を受診した人数は1,610人の71.6%で、群馬県の医療機関を受診した人数は638人を記録しており、28.4%と高い比率を占めております。また、この高い比率の群馬県の医療機関を受診した救急患者の市町村割合を見ますと、群馬県に近い地理的要因もあり、神川町が46.2%、上里町が34.6%と高い比率で、美里町の27.2%と本庄市の24.3%と低い比率となっております。

以上の内容により、埼玉県と群馬県との医療提携などはないにも関わらず、隣接する地域性、緊急搬送先の各医療機関の御協力により、依然として群馬県への依存率が高い状況にあります。このようなことから、実質的には県境を越えた診療が既に行われており、緊急医療体制に対して現実的には行われているように思います。これから、正式に対応として埼玉と群馬の両県を越えた医療圏の構築についても、医師会等の調整もあり、県にも御協力をいただきながら、今後も地域保健医療協議会の中で協議検討をしていきたい、このように考えておるところでございます。

また、先ほど植原議員も強調しておられましたけれども、病院の受け入れ拒否が最近大きな社会問題となっておりますけれども、軽傷患者による夜間の救急外来需要や、不適切な救急車の利用により救急医療機関の負担を不必要に増加させ、真に必要な場合の救急医療を受けられないことがないようにしなければなりません。このため、初期救急医療、第二次救急医療、第三次救急医療について、地域の各医療機関の機能や専門性について町民の方に情報提供を行うとともに、適切な受診行動等についての普及啓発を行っていきたい、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（高橋正行君） 町長の答弁を求めます。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） すみません、答弁漏れがございましたので、再答弁させていただきたいと思っております。

の休日・夜間の時間外における小児等の救急医療体制とPRについてでございます。

先ほど御説明申し上げましたが、救急医療体制については、初期救急医療、第二次救急医療、及び第三次救急医療の体制で、当北部保健医療圏として救急医療を進めておるところでございます。小児等の救急医療体制における初期救急医療として、午前9時から午後4時、午後7時から午後10時まで本庄市休日急患診療所で対応しており、また、午後7時から10時までは深谷日赤病院及び埼玉県厚生農業組合連合会熊谷病院の2病院が、本庄市休日急患診療所の後方支援病院として御協力をいただいております。

二次救急医療としては、休日・夜間の熊谷、深谷、児玉地域を含めた北部医療圏による小児救急医療支援事業により、広域体制で深谷日赤病院、行田総合病院及び埼玉県厚生農業組合連合会熊谷総合病院に参加協力をお願いしております。しかし、地理的要因から当圏域から受診者は少なく、群馬県への依存度が高い状況にあります。一方、群馬においても小児科医の集約が行われ、当圏域から受診が最も多い藤岡総合病院では、小児の二次救急医療が組めない日も発生しており、その場合は、群馬県西毛地区輪番制の病院である高崎総合医療センター、高崎中央病院及び富岡総合病院などが当圏域からの救急搬送先として利用されていることが多いようでございます。

以上、申し上げましたとおり、特に小児等の二次救急医療につきましては、近隣圏域として県外に頼らざるを得ない状況が続いておるわけございまして、県外の搬送先として群馬県が35.5%と多く占めており、そのうち23.4%は藤岡総合病院となっております。そんな中、二次救急医療として救急搬送及び外来受診された乳幼児、少年の受診内容は、軽傷である比率が85%、特に高い割合を示しております。このような状況にかんがみ、当町を含む児玉地区圏域といたしましても、緊急医療の適正受診に係る啓発活動及び本庄休日急患診療所の平日・夜間診療日の開所なども含めて検討してまいりたい、このように考えておるところでございます。

また、最近では、核家族化が進み、若い夫婦の共働きが多く、夜になって子どもの状態に気づくことが多いように思われます。そして、第二次救急医療の病院は夜間にも開いておるため、親御さんとしては、初期救急医療も第二次救急医療も関係なく病院へ受診されたくなる心境だと推察をしております。このようなことから、休日や夜間における保護者の不安を解消するため、埼玉県小児救急相談（8000）を実施され、救急時における対処方法や診察の必要性等について、看護師が相談に応じております。

また、本庄市休日急患診療所による休日の初期救急診療時間のお知らせや在宅当番医による初期救急医療のお知らせがあり、児玉郡市消防本部からも夜間診療などの病院等のお知らせ及び救急車の適正な利用のお願いなどがあります。このような適正医療を行うための方策については、当町をはじめ児玉地域管内の7町が広報及びホームページ等において周知し、初期救急医療体制が充実するように図ってまいったところでございます。

平成22年度に策定されました本庄地域定住圏形成協定に基づく共生ビジョン、具体的な取り組みの一つとして、救急医療に関する啓発事業があり、救急医療に関する啓発用チラシの作成及び配布などにより、受診時の留意点の周知や緊急医療の適正診療の啓発などを本庄地域定住圏自立圏管内で行うことになっております。

今回10月1日付で、広報の中にチラシとして全戸配布することになっておりますが、主な内

容については、先ほど紹介した広報かみさと及び上里町のホームページに既に掲載されておる内容とほぼ同じ内容となっております。かかりつけ医をもつことや、児玉郡市の休日急患医療について、在宅医療費の照会、休日や夜間の保護者の不安解消するための埼玉県小児救急医療相談（8000等）及び児玉郡市広域圏消防本部からのお知らせ等からなる内容となっており、さらなる適切な救急医療の周知を啓発してまいりたい、このように考えておるところでございます。

次に、小・中学校でのいじめについて、の町内小・中学校でのいじめの人数についての御質問をいただいたわけでございます。植原議員の小・中学校のいじめについてお答えをさせていただきます。

いじめの問題は現在大きな社会問題となっておりますが、子どもたちが安心して学べる学校づくりが何よりも大切だと考えております。何事も小さい芽のうちに、早期発見、早期対応をすることが解決への近道であり、関係している子どもも、保護者も安心できると考えております。この問題につきましては、教育に関することでございますので、教育長のほうから答弁をさせていただきます。

議長（高橋正行君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 山下武彦君発言〕

教育長（山下武彦君） 植原議員御質問の小・中学校でのいじめについてのうち、町内小・中学校のいじめの認知についてお答えします。

最近いじめ問題がマスコミに取り上げられない日はありません。滋賀県のいじめによると見られる中学生の痛ましい自殺の問題は、学校、家庭、地域社会、さらに日本全国に大きな衝撃を与え、子どもを持つ親の不安を深くしました。

さて、文部科学省による新しいいじめの定義は、議員も申されましたが、いじめとは当該児童・生徒が一定の人間関係を有する者から心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものとしています。この定義による上里町の昨年1年間のいじめの認知件数は、小学校3件、中学校7件の計10件でした。どの案件も担任、または保護者が早期に発見し、深刻化する前に解決され、大きな事件にならずに済みました。

いじめの認知方法については、教員個々の経験や見聞だけに頼ることなく、より高度で広い見地からの研究成果を活用することが大切だと考えております。上里町では、これまでも各学校でいじめ撲滅のための研修を実施してきたところですが、今年は新たに国立教育施策研究所作成のいじめ解決のための研修テキストを使い、小・中学校の全教職員がグループ協議を行うことにより、各自の力を高めています。

また、2学期早々、教職員には埼玉県教育委員会作成のいじめ発見のためのチェックポイントを配布し、いじめを早期に発見する確かな目を養い、また、保護者には家庭用いじめ発見チェックシートを配布し、家庭における早期発見への協力を要請しました。従来はいじめに関するアンケートや教職員による日常の観察もこれまで同様に実施しております。今後ともいじめのない安心・安全な学校づくりを推進してまいりますので、御理解御協力をお願いします。

次に、町内小・中学校でのいじめの対応についてお答えします。

いじめの認知と対応は別々のものではなく、一連の切り離せない行動と考えております。いじめ問題の早期発見、早期対応のためには、いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こり得るという認識が必要です。各小・中学校では、いじめなどの生徒指導の問題には担任だけでなく校長、生徒指導主任等を中心とした職員集団で対応しております。通常は、いじめが発覚した場合には複数の職員が連携して実態把握をし、集めた情報を突き合わせ、状況を明らかにします。いじめられている側、いじめている側、その両者を取り巻く第三者からそれぞれ聴取を行い、事実を突き止めていきます。保護者から事情を聞く場合もあります。

簡単なケースでは、これで解決に向かいますが、いじめている側が最後までそのことを認めない場合には長期化し、逆にいじめていると思われる側の保護者から、自分の子どもが加害者と決めつける根拠を示せと学校が迫られたりします。このような場合には複雑化し、関係する児童・生徒、職員、保護者ともに大きなダメージを受けることとなります。

いじめ発覚後の具体的な対応策としては、授業でのグループ替えや席替え、休み時間や放課後の廊下や校庭での見守り、定期的な面談や家庭訪問、継続的なアンケートなどでその再発を防ぎます。いじめている側が特定され、かつ悪質で重大な被害が予想される場合には、出席停止の処分も視野に入れる必要があると考えています。

さらに、携帯電話やスマートフォンを使っただの悪質なメールによるいじめなどは、学校だけでは防ぎ切れません。学校、家庭、地域社会全体で子どもたちを見守る体制が、ますます必要になっております。これからの学校にはいじめが起きにくい土壌づくりを一層配慮した学校経営が求められています。学校内外での体験活動や教室における授業の中で、児童・生徒の良好な人間関係を築いていく必要があります。

以上です。

議長（高橋正行君） 1番植原育雄議員。

〔1番 植原育雄君発言〕

1番（植原育雄君） 議席番号1番の植原育雄でございます。町長、教育長には御丁寧に御答弁をいただき、ありがとうございます。

再質問をさせていただきます。

最初に、県内町村電算情報システムのクラウド化に関連しまして、町長に再質問をさせていただきます。

8月17日の議会全員協議会の中での説明については、例年の法改正対応については、この資料の中にもありましたけれども、ノンカスタマイズ、これはソフトウェアへの変更を加えず、事業者提供システム機能や帳票をそのまま使う方式、または統一カスタマイズ、ソフトウェアへの変更を加えるが、その内容を個別団体ではなく全構成団体共通とする方式で利用することで割り勘効果が発揮される。そして、費用の削減効果が期待できるということでありましてけれども、この町村情報システムの共同化に参加してみますと、いざ稼働してみると、不便を感じる箇所が必ず出てくると思います。

上里町では、この部分のソフトウェアへの変更は必要ないけれども、同一カスタマイズ、全構成団体共通とする方式なので受け入れざるを得ない。また、逆に、上里町で必要とするソフトウェアの変更を望んだ場合、他の町村では必要としない場合が出てくると思います。この場合変更が認められるのかどうか。町村によって要望は多種多様であると思います。この町村情報システムの共同化は割り勘効果が発揮され、費用削減効果が期待できるとのことですけれども、各町村からの要望に対応できるのか。現在のシステムより使い勝手が悪くなるのではないかという懸念もされますけれども、町長に再質問いたします。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 今回のシステムの構築につきましては、住民情報、税務、国民健康保険、介護、福祉などのそういった基幹業務が中心となるわけでございまして、先ほど植原議員がおっしゃられましたように、住基ネットだとか、戸籍システム、そういうものが加わっていないということでございますけれども、これから徐々にそういったものも、その後段階的に取り入れていくということでございますから、各町村においても、そういう差異はあると思っておりますけれども、徐々にそういうことで統一ができるのではないかと、そういうふうには思っておりますのでございます。

また、経費につきましては、先ほどもお話を申し上げましたように、神奈川県の場合で見ましても、四、五十%ぐらい経費の削減が全体的には行われておるわけでございます。しかし、各町村によっていろいろ会社が異なっておるわけでございます。上里町におきましては、TKCと締結をしながらやっておるわけでございますけれども、各町村間でいろいろな会社が入っておるわけでございまして、TKCで統一できれば、職員の負担というのは今までどおりでやれるわけですから、それほど負担にはならないというふうに思っておりますけれども、ややもすると、他の会社に移行した場合は、一時的ではございますけれども、将来的には非常に経費の

削減だとか、人件費の削減等にもつながっていくというふうに考えておるわけでございますけれども、いずれにしましても、どの会社が請け負ってもそれだけの削減できるということでございまして、今回町村会で統一をされた意見につきましては、最低でも、どんなに少なくとも20%は削減できるという保証もされておるわけでございますから、先ほどもお話し申し上げましたように、18日を期限ということでございますけれども、上里町も積極的に参加をしていきたいと思いますということで、通知を出させていただいておる、そういう状況でございます。

議長（高橋正行君） 1番植原育雄議員。

〔1番 植原育雄君発言〕

1番（植原育雄君） 9月18日に参加することにしたということでありまして、いろいろな要件が出てくると思いますけれども、うまく努力してやっていただきたいと思っております。

それでは、次に、再質問の2つ目としまして、外国人への行政サービスのところの外国人妻に対する日本人夫によるドメスティック・バイオレンスへの対応についてでありますけれども、上里町でも専門家の方を招いて相談所を開設したということでありまして、相談者が1件、去年はあったそうです。そういうことではありますけれども、外国人の方は日本語が通じなくて、いろいろな悩みを持っていても相談ができなくて、困っている人がいっぱいいると思っております。法改正があったこと自体も、町からいろいろと本人あて通知は出していると思っておりますけれども、その法改正自体を理解していない人もいると思っております。

以前、本庄警察署の係官の方が、外国人の方を対象に、上里町の町民ホールで共生対策相談という名前で相談を実施しておりました。共生というのは、共に生きるということでありまして、外国人の方が上里町の庁舎にやってきたときに、本庄警察署の警察官の中に外国語の通訳ができる方も一緒に来ましておこなっておりました。これは、実際こういう相談を受けることによって、悩み事を聞くことによって解決できるものはその場で解決できますし、複雑な問題については、なかなか解決は難しいと思っておりますが、事件等を未然に防ぐことにも役立つものであると思っております。

いろいろと努力されているようなお話でありますけれども、一歩進んで、本庄警察の方も事件、事故が起こると困りますので、そういった共同で相談日を決めてやるか、そういう問題も検討していただきたいと思っておりますが、どうでしょうか。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） まさに共生社会ということでございますので、そういう外国人に対しましても、温かい目を持って相談に応じていきたいというふうに思っておりますのでございます。

その相談の内容によりますけれども、法的な専門的な知識の要る方があるとすれば、やはり上里町でも年4回弁護士さんに来ていただいて、そういった相談をさせていただいております。軽微なことについては上里町でも相談員もおるわけでございますので、そういう方にも相談していただくと。また、警察に相談をしなくてはいけない、そういうことについては、警察にも来ていただいて、ある程度そういった外国人としての言語が通用する方を一緒に同行していただいて、相談に応じていただくと。そういうふうな考え方で、共生社会は単なる行政と住民だけではなくて、外国人に対しましても、そういう温かい目を向けてやっていきたい、このように考えております。

議長（高橋正行君） 1番植原育雄議員。

〔1番 植原育雄君発言〕

1番（植原育雄君） 救急医療体制のところの近隣病院との連携について、町長に再質問いたします。

近隣病院との連携でありますけれども、現実的に群馬県内の病院に搬送される患者が多いわけでありますので、いろいろと努力されているとは思いますが、埼玉県、群馬県の枠を超えた医療圏の構築等について、以前に委員から提言をされておることであるので、さらに一歩でも結構ですので、一歩二歩でも進めていただければと思います。町長に再度質問いたします。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 先ほども答弁で申し上げましたけれども、上里町は群馬県に依存する患者が非常に多いわけございまして、私もこの医療圏の協議会の中でお話を申し上げた経緯もあるわけございまして、これも埼玉県の国保連合会との調整も要るし、まずは医師会、そういう皆さんとも非常に医療の関係については、いろいろ難しさもあるようでございます。そういった中で、そういった協議会の中で、ぜひ医療圏との正式な協議が私はできればいいなというふうに思っておるわけございまして、ぜひこういった機会を通じて、医師会とも話し合っていきたいというふうに思っております。

議長（高橋正行君） 1番植原育雄議員。

〔1番 植原育雄君発言〕

1番（植原育雄君） 小・中学校でのいじめについて教育長に再質問いたします。

最近、新聞紙上をいろいろと賑わしておりますけれども、埼玉県内でも草加市の市立中学校2年男子生徒のいじめ、それから、さいたま市西区の中学校2年男子生徒へのいじめ、これは2件とも警察が捜査に入ってからいじめを公表して、謝罪をしております。学校ではいろいろ

努力されていると思いますけれども、いじめを早く認知して、それで、その対応に努力されてほしいと思います。

学校で全校生徒を対象にいじめの調査を実施しております。担任の教諭が回答を見ても、気になるようなケースはなかったということで、草加市あるいは、さいたま市西区の教諭の方は言うております。いじめは特に担任教諭の目の届かないところで発生をしていると思いますので、認知は非常に困難と思われまますけれども、いじめについての基本認識を再確認する必要があると思いますが、教育長の答弁を求めます。

議長（高橋正行君） 教育長。

〔教育長 山下武彦君発言〕

教育長（山下武彦君） 植原議員のおっしゃるとおりだと思います。

それで、いつも先生方にもそういう発見する目を養っていただきたいということで、実は、このいじめ対応ハンドブック（アイズ）、これはもう平成19年に出されたものなんです。これがまた再度ここへきて、もう一度注意を喚起して下さいということで出されたんですけども、発見する目を養うということが非常に大事だということで、いじめ早期発見のチェックポイントというんです。これはいろいろな学校における場面がありまして、朝の会、それから授業開始のとき、あるいは授業中のとき、休み時間、さらに給食や清掃の時間、あるいは帰りの会のとき、委員会活動、係活動のとき、部活動、クラブのとき、それから、放課後から下校時について、そういうふうな場面ごとにいろいろこういうことがあったら気を付けて下さいというチェックがあるんです。

一つだけ御紹介しますと、例えば朝の会、朝担任の先生が行ったときです。担任が来るまで廊下で待っている子がいる、これは非常に要注意なんです。あるいは、他の子どもよりも早く登校してくると。そういう幾つかのポイントがあるわけです。休み時間なんかですと、いつも一人でぼつんとしているとか、笑顔が見られずおどおどしているとか、それから、放課後のところを見てもみますと、机がひっくり返されたり、ロッカーが荒らされたりしているとか、いろいろなポイントがあるわけなんです。これを見て、あれっ、これはおかしいなということを感じて、そういうものを持っていただきたいということで、これはもちろん担任だけでなく、全校で全職員で取り組んでいるわけですが、そんなことを気を付けていきたいということで、学校長のほうでも注意を促しております。

議長（高橋正行君） 1番植原育雄議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前10時25分休憩

午前10時45分再開

議長（高橋正行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（高橋正行君） 一般質問を続行いたします。

2番山下博一議員。

〔2番 山下博一君発言〕

2番（山下博一君） 皆さん、こんにちは。議席番号2番山下博一でございます。議長から許可をいただきましたので、通告順に従い、一般質問をさせていただきます。

私の一般質問のテーマは、次の4点であります。

1、職員の不祥事について、2、上里サービスエリア周辺地区整備事業について、3、国道17号本庄道路の進捗について、4、ごみ減量化とごみ処理場の発電事業についてであります。

まず、1番目の職員の不祥事について伺います。

(1)職員の懲戒処分について質問いたします。

まず、本件について、事の状況を振り返ってみたいと思います。去る7月2日、上里町議会全員協議会が開催され、町執行部から職員の不祥事について、懲戒処分の内容の説明がありました。懲戒処分の内容は7月3日の新聞報道のとおりで、「上里町は2日、万引きした男性課長補佐を1日から停職3カ月の懲戒処分にしたと発表した。町によると、課長補佐は昨年11月3日午前11時ごろ、東京都江東区の東京ビックサイトで開かれた衣料品販売会で、9万円相当の衣類をバッグに入れて持ち出そうとし、警備員に見つかって窃盗容疑で警察の取り調べを受けた。容疑を認め、6月に罰金30万円の略式命令を受けた」という内容でございました。

また、懲戒処分の内容について、町長の説明は、町担当の弁護士とも相談して決めたということでした。

ここで、公務員における懲戒処分とは、職員に非違行為（国家公務員法の第82条、地方公務員法の第29条で懲戒対象となる行為としています。）があったとき、その職員に対する制裁としてなされる処分をいいます。国家公務員法第82条、地方公務員法第29条にその規定がありまして、その第29条懲戒によりますと、職員が次の各号の1に該当する場合には、懲戒処分として戒告、減給、停職または免職の処分をすることができるとしています。法律もしくは規則等に違反した場合とし、本件の場合は職務上の義務に違反し、または職務を怠った場合、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合に相当すると思います。

先月、地元のある住民の方から、最近起きた国家公務員の同様な事例を掲載した新聞記事を持参して、今回の町の処分と差がある旨の御指摘を受けました。その内容とは、「外務省は約3,000円相当の万引きをした40代の男性職員を1年間の停職とする懲戒処分を行いました。こ

の職員は、外務省大臣官房に所属する40代の課長補佐の男性で、去年1月に都内の薬局で電動歯ブラシの先端部分を4つ、2,520円相当を、また、今年6月にもスーパーでつまみのチーズ2点、716円相当を万引きしたものです。いずれも店員に見つかり、警察で事情を聞かれたものの、事実を認めてその場で釈放されていました。外務省は今後、省内の綱紀肅正に努めるとしています。参考ではありますが、国家公務員の懲戒停職処分の規定は、停職は一定期間職務に従事させない処分をいい、国家公務員の場合は1日以上1年以下となっています。

私はこの件を一般質問として取り上げざるを得ない状況に至ったことは、誠に残念に思います。また、上里町を愛し、上里町が成長することを期待している町民の皆さんの気持ちや、町の将来や未来を考えたとき、正す時は正す姿勢で臨むことが大事だと思いました。

さて、この外務省職員の不祥事例と比較しまして、今回の町の懲戒処分の妥当性について、改めて町長に見解をお伺いいたします。

(2)行政への信頼回復のためのコンプライアンス（法令遵守）と再発防止策としての職員の綱紀肅正等について伺います。

公務員の不祥事に関して、一時自治体職員による飲酒運転で死亡事故が多発したことから、民間企業で採用されているコンプライアンスの醸成が必要と判断して、取り入れた自治体もございません。

徳島県では、コンプライアンス指針を作成して、自治体みずから県民の信頼が何よりも大切であると述べています。この事例では、コンプライアンス意識の醸成に努めなければならないとしていますが、また、管理職に求められることとして、日常における危機意識の喚起、不祥事が与える影響の大きさ等について、職員の中にある認識の甘さを改めさせる取り組みが大切となっています。

今回、本人が起こしたことは、時間外であるとはいえ、社会的に影響のある立場であります。本来であれば、職場の仲間から出してしまったこと、職場全体で再発させないためにはどうしたらよいのかなど議論の必要性を感じます。この上里町に住んで、この町を本当に愛し、町の発展を望んでいる町民の意識とのずれがあるのでしょうか。私はそんなことはないと思っております。役場の職員の皆さんは、日頃から仕事に真剣に取り組んでいる職員は大勢いらっしゃいます。公務員として模範になる職員もいるでしょう。

これは一つの例ですが、昨年9月台風が襲来した際、前日の夜から土嚢を2,000袋準備し、重い砂袋を準備して台風に備えました。翌朝5時には、床下浸水の現場へ軽トラックでその重い土嚢を運ぶ職員がおりました。役場の徴税業務等も大変重要な業務で、真摯に取り組んでいる役場の職員の姿が伺えます。今回の不祥事は、町の幹部職員で部下を指導する立場にありますが、職員のコンプライアンス意識を醸成することについて、町長の考えを伺います。

また、一連のことを受けて、先の外務省の事例でも、省内の綱紀粛正に努めますとしています。町民の皆様から再び信頼を取り戻して、信頼を回復していくためには、職員一人ひとりがいま一度法令遵守の徹底を自覚し、職員一丸となって、高い倫理観のもとで実効性のある具体的な対応策に真剣に取り組んでいかなければなりません。改めて綱紀粛正を強く要請するとともに、また、再発防止のために町はどんな綱紀粛正策をお考えなのか、町長の見解をお伺いします。

次に、2、上里サービスエリア周辺地区整備事業について伺います。

(1)産業団地の造成など、今後の事業計画について伺います。

上里町においては、高速道路に接続する良好な交通アクセスを生かすべく、サービスエリア周辺地区整備事業を推進しています。用地の所有権移転手続も完了して、いよいよ開発の舞台は事業主体であります上里町土地開発公社に移行することになりました。今後土地造成工事、工事費の算出、分譲のための手続、産業団地分譲要綱の作成手続に入るといわれておりますが、これを実施するためには、役場の総力を挙げた体制が必要かと思えます。土地造成工事一つをとってみても、道路関係、下水処理関係など、複数部署にまたがります。民間企業の場合は、各課を横断したプロジェクト体制を組んで、プロジェクトリーダーのもとに事業を推進する場合がありますが、現在考えられている土地開発公社の推進体制について、町長の見解をお伺いします。

また、先般群馬県玉村町議会経済建設常任委員会が当町に、上里サービスエリア事業の視察に参りました。玉村町は、関越自動車道の（仮称）高崎玉村スマートインターチェンジが整備され、交通利便性は一層増大し、地域に活気がある町づくりを進めます、とっております。（仮称）高崎玉村スマートインターチェンジは、（仮称）上里スマートインターチェンジに先行して開設する予定と聞いております。また、その周辺には産業団地が造成する予定で、企業誘致を活発化すると思えます。

このように、関越道沿線は産業団地の土地造成事業等が目白押しの状態です。これから新たに産業団地を造成、分譲して、企業誘致するためにも、金融機関等からの借り入れ等の金利で、リスクの膨らむ可能性もあります。分譲方式などについても、それなりの戦略が必要かと思えますが、土地分譲方式は通常の積み上げ方式、民間手法の経営ノウハウを活用したPFI方式や本庄市が推進しているオーダーメイド方式、進出を検討している企業にとっては負担の少ないリース方式等検討すべきと思えますが、町長の見解はいかがでしょうか。

3、国道17号本庄道路の進捗について、神流川橋梁の架け替え計画等について伺います。

神流川にかかる現国道17号の神流川橋は、昭和9年に架橋され、既に70年以上が経過しており、老朽化も進んでおります。本庄道路の整備で神流川橋を架け替えることによって、災害時

の緊急輸送路が確保され、防災、震災対策につながります。

また、国道17号は、上里町の東西に走る大動脈であります。国道17号は、昨年3.11の東日本大震災発生時、JR高崎支社が用意した支援物資が神流川橋梁で大渋滞が発生し、ついに本庄早稲田駅に届かなかったことがありました。毎朝、毎夕発生する長年の渋滞解消策が急がれております。

さて、上里町では、国道17号本庄道路の設計説明会が昨年6月5日に開催されました。平成23年度から用地調査を実施、平成25年度から橋梁架け替え工事が始まるとお聞きしていますが、架け替え工事計画について、具体的な工程について、町長にお伺いします。

(2)計画道路の用地買収等について伺います。

現在、本計画道路については、幅杭を設置して用地測量に入っているようです。また、本庄道路の排水計画も議論され、農業用排水路と兼用することなども計画されているようであります。今後は、用地買収とともに埋蔵文化財調査等、事業の流れが計画されていますが、用地交渉の進展はいかがでしょうか。今後の工事説明会などの予定について、町長に伺います。

また、事業進捗の見込みでは、平成23年12月20日に発行された国土交通省関東地方整備局から出された資料によりますと、平成28年には神流川架け替え区間の暫定供用も取りざたされていますが、現時点で考えられる国道17号本庄道路の暫定開通は計画されているのでしょうか、町長にお伺いします。

4、ごみ減量化とごみ処理場の発電事業について伺います。

(1)ごみ減量化の啓発活動について伺います。

ごみの収集処理について、上里町は児玉都市広域市町村圏組合により共同で実施しています。また、ごみの分別処理やリサイクルに関する法体系が急速に整備されました。当町では、法制度に対応した家庭ごみは、可燃ごみ、資源ごみ等分別収集しています。

上里町後期基本計画に環境衛生対策の推進の項目で、重点計画として3Rの推進運動を掲げています。町のあるべき姿として、ごみの排出が徹底的に抑制(リデュース)され、再利用(リユース)、再生利用(リサイクル)される資源循環型の町が形成されるとしています。

数値目標として、ごみの1日排出量、1人当たり目標基準値として886.2g、平成28年度目標850.7gで、資源循環型社会を目指しているようですが、具体的なロードマップ等は提示されていません。このごみ減量化、リデュースに取り組んでいる市町村の取り組み事例を見ますと、ホームページ等を活用したごみ分別方法などの情報提供や環境学習などを通じた普及啓発活動を実施している愛媛県松山市、東京都八王子市など、また、市民参加による3Rの推進のための協議会等の設置やレジ袋削減キャンペーン等、ごみを出さないための啓発活動を実施されています。自治体の多くは、こういった啓発活動を実施しているわけですが、上里町におか

れましても、ごみ減量化の啓発活動を通して3 R運動の取り組み強化につなげていくべきと思いますが、町長の見解を伺います。

(2)ごみ処理場の発電事業で売電収入を得ることで、財政面の効果等について伺います。

さて、一方では、自治体が運営するごみ処理場で発電設備を新設したり、増強したりする動きが広がっていると、最近の日経新聞で報道されています。埼玉県北部1市4町でつくる秩父広域圏市町村組合は、平成26年に清掃工場に発電装置を設ける方針で、年間7,500万円程度かかっている電気料金を払わずに済む上、さらに、2,500万円程度の売電収入が見込めるそうです。

環境省によりますと、平成22年度末時点で、全国の306の清掃工場が発電設備を持っており、総発電能力は170万kw、原子力発電の運転停止による電力不足への懸念から、売電価格が上昇しています。自治体の電気代の節約だけでなく、余剰電力の売却で財政面へのプラス効果が期待されていますが、児玉郡市広域市町村圏組合小山川クリーンセンターのごみ処理場での発電事業では、平成23年度755万5,542kw h、6,006万5,349円の売電収入を上げています。再生可能エネルギーの余剰電力買い取り制度を活用して、エネルギーの地産地消対策として特定規模電気事業者(P P S)への買い取り制度等を導入して、より高い財政面での効果を検討したらと思いますが、副管理者としての町長の見解を伺います。

以上で第1回目の一般質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

議長(高橋正行君) 2番山下博一議員の質問に対して町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長(関根孝道君) 山下議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

初めに、職員の不祥事について、の職員の懲戒処分についての御質問でございます。

このたびの職員の不祥事につきましては、議会初日の冒頭でもお詫び申し上げましたが、公務外の不祥事であったものの、公務員全体の奉仕者たる者にふさわしくない非行であり、改めてお詫びを申し上げる次第でございます。

懲戒処分の妥当性についてですが、処分については、地方公務員法第27条及び第29条に定められており、略式命令文の写し等で事実行為を確認した後、同法に基づく懲戒権の行使に基づく処分の決定を行ったところでございます。

処分決定につきましては、町長、副町長、教育長、総務課長で構成する検討会において、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例、規則並びに上里町職員の懲戒処分等に関する指針などに照らし合わせ、動機や対応、故意または過失の度合い、非違行為を行った職員の職責、日頃の勤務体制や非違行為以後の対応などを勘案しながら、埼玉県や県内、県外の他市町村の最近

の処分事例を参考にし、総合的に判断し、顧問弁護士とも相談の上、厳正かつ公正に処分の決定を行ったところでございます。

なお、他の事例については、個々の内容や状況が異なるなど、1事例では単純に比較できない、そういうふうにも思っておるところでございます。

次に、の行政の信頼回復のためのコンプライアンスと再発防止策として、職員の綱紀肅正についての御質問でございますが、お話のとおり、私たち公務員が、地方公務員法等で定められた全体の奉仕者として公益の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならない。サービスの基本基準や職員やその職の信用を傷つけ、または職全体の不名誉となるような行為はしてはならない。信用失墜行為の禁止など、義務や行為の制限が定められておるところでございます。当然であります。公務員倫理や社会常識を踏まえたコンプライアンスの意識を職員一人ひとりが認識し、職場全体が醸成していく必要があると考えております。

このコンプライアンスをより職員に徹底するために、今後コンプライアンス研修を全職員を対象に実施するとともに、新採用職員の職場研修でも、公務員としての心構えなどの教育を行っていきたい、このように考えておるところでございます。

また、今後の再発防止策として、綱紀肅正の取り組みですが、研修はもとより、上里町職員懲戒処分等に関する指針を公表し、公務員としての倫理観を保持するとともに、仕事に対する悩みや問題、メンタルヘルスなど情報交換やコミュニケーションができる職場環境づくりに取り組み、町民の信頼を損なう事案の発生を早期に防ぎ、再発防止に取り組んでまいりたい、このように考えておるところでございます。

次に、2番の上里サービスエリア周辺地区整備事業について、産業団地の造成、分譲など、今後の事業計画についての御質問についてお答えをさせていただきたいと思っております。

初めに、現在の進捗状況について申し上げます。

用地関係につきましては、去る6月に所有権移転登記を完了し、地権者102名に対して、土地代金の残金であります約3億8,000万円の支払いを済ませたところでございます。

続きまして、工事関係について、去る9月3日に土地造成工事を関越自動車道の上り線側、下り線側に分割し、一般競争入札の公告を行ったところでございます。10月初めに請負業者を決定し、速やかに契約手続を行い、工事に着手してまいりますとともに、上水道配水管布設工事をはじめ、関連工事や業務委託につきましても、土地造成工事と同様に10月着工を目指し、契約事務手続を進めてまいりたいというふうに思っております。

御質問の産業団地の造成や分譲などについてですが、土地開発公社が事業主体という役割を担っており、事務局は総合政策課が兼任しております。事業推進に当たっては、関係部署での

事務分担や事業調整が必要となっております。このため、町と公社が一体となって事業を推進するため、庁内に連絡調整組織として副町長をリーダーに関係課長、担当者をメンバーとする上里サービスエリア周辺地区整備事業推進庁内連絡協議会を組織いたしまして、随時会議を開催いたしまして、事業調整を行いながら事務を進めております。引き続き連絡協議会が中心となって、関係部署間の調整を行い、円滑な事業推進を図ってまいりたい、このように考えております。

次に、産業団地の土地分譲ですが、土地造成工事が完成後、速やかに分譲土地を企業に売却することが望ましいことから、造成工事の進行前に分譲を開始する事例が多くなっております。公社といたしましても、分譲価格の設定や引き渡し時期などの条件整理をできるだけ早く検討し、産業団地分譲要綱の早期策定を行ってまいりたいと考えております。

御提案のありました土地分譲方式についてですが、公社は事業資金の大半を金融機関から借り入れにより調達をしており、借入金の返済や金利リスクを勘案いたしますと、分譲土地をできるだけ早期に売却することとされており、長期保有は好ましくないと考えておるところでございます。

一方、立地希望企業側の視点では、リース契約といったニーズもあるように聞いておりますが、引き続き企業ニーズの把握などの情報収集に努めてまいりたいと思っております。

続きまして、3番の国道17号本庄道路の進捗についての御質問でございます。

神流川橋梁の架け替え計画等についてと、の計画道路の用地買収等については関連がございますので、一括して答弁をさせていただきたいと思っております。

現在本庄道路は、本庄市沼和田の国道462号線から群馬県高崎市新町まで上里町の区間4.5kmを含む延長7kmが事業化されており、国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所によりまして、事業が実施をされておるところでございます。

御質問にもありましたとおり、本庄道路は、現国道17号の交通渋滞の緩和や沿線市町の地域振興に資するほか、老朽化した神流川橋の架け替えによりまして、災害時の緊急輸送道路を確保する等大きな効果が期待されている事業でございます。

国は平成23年6月に設計説明会を実施いたしました。新しい神流川橋を含む区間1.4kmについて、防災震災対策の面から優先整備区間と位置付けており、平成24年度は橋梁工事は必要な用地買収に一部着手することとございます。

今後の橋の工事計画でございますが、これは国の予算の用地買収状況等に大きく左右されますので、いつ工事着手され、開通するかといった年次は現時点で示されておりませんが、橋脚の工事が河川の水位が低下する秋、冬の期間に限られていることもあり、工事着手から完成ま

で約6年間を要すると聞いております。また、橋梁は4車線で整備する計画でございますが、まず、神流川の下流側2車線分を先行して整備いたしまして、現国道17号から本庄道路をつなぐ連絡道路から新しい橋梁の区間を暫定的に供用開始する計画であると同っております。

忍保、宮本地区の盛り土構造による整備区間の状況でございますが、土地改良区や町から雨水排水対策や横断歩道橋の設置を要望しており、この検討、関係機関との協議、設計を進めているところでございます。この計画が完了した後の設計説明会となるとのことで、説明会は平成25年度、用地買収は説明会以降に順次着手されるものと考えております。

上里町といたしましては、今後とも地権者沿線地域住民の方々の御協力をいただきまして、一日でも早い完成に向けまして、国への働きかけや調整等に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、4番のごみ減量化とごみ処理場の発電事業についての ごみ減量化の啓発活動についてでございます。

御質問にありますとおり、上里町総合振興計画の後期計画においては、計画目標年度の平成28年度までに町民1人当たりのごみ排出量の目標を850.7gとして、資源循環型の町づくりを進めるとしております。総合振興計画の後期計画にあります数値目標につきましては、5年後を目標として策定されておりますので、具体的なロードマップは記載されておりませんが、必要であれば検討をしてみたいというふうに思っております。

ごみ減量化の啓発活動における3R運動の取り組み強化についてであります。上里町では3R運動であるリユース、リデュース、リサイクルを推進するため、平成12年よりペットボトルなどの有価物にならない廃棄物を資源化し、ごみの減量化を図るため、資源ごみ分別収集事業奨励補助金を開始し、平成18年度より紙類などの有価物となる廃棄物の資源化推進のため、リサイクル活動推進奨励補助金を実施して、ごみの減量化を図ってきたところでございます。

上里町におけるリサイクル事業の状況でございますが、平成23年度にリサイクル団体といたしまして31団体が登録し、793.5トンの資源を回収し、行政区における資源回収で167.2トンの合計960.7トンが資源として回収され、再利用されておるところでございます。また、このほかにもレジ袋の削減のためのマイバッグ事業なども展開してきたところでございます。

しかし、収集所へ出されたごみの中には、資源ごみが混入している袋も見受けられておりますし、レジ袋削減につきましても、なかなか定着するまでに至っていないのが現状でございます。ごみの減量化を進めるために3R運動による取り組みは大事なことでありますので、これらの運動を推進していくために、啓発が重要と考えておりますので、広報紙やホームページにおいてリサイクルの方法、ごみの分け方や出し方、補助制度などの啓発を図るとともに、行政区への協力依頼などを行い、取り組みを進めてまいりたい、このように考えておるところでござ

ざいます。

次に、のごみ処理場の発電事業で売電収入を得ることで、財政面の効果等についてであります。山下議員の御質問にありますとおり、小山川クリーンセンターには、発電施設が整備されておりまして、平成13年4月の運転開始当初から余剰電力の売却を行ってきたところでございます。

昨年の東京電力福島第一原子力発電所の事故により、電力不足が発生したわけですが、小山川クリーンセンターでは、周辺住民に御協力をいただき、白煙防止装置を停止して、余剰電力量の増加を図ってきたところでございます。小山川クリーンセンターの電力売却額は、御質問にもありましたとおり、平成23年度で6,000万円ほどとなっておりますが、それはすべて東京電力への売却となっております。現在の余剰電力の売却につきましては、平成24年4月1日から平成25年3月31日まで東京電力との覚書が締結されておりまして、この契約における売却単価は、1kw毎時当たり最大で11円40銭、最小で4円90銭と、時間帯による単価となっております。

御質問の再生エネルギーの余剰電力買い取り制度を利用してとのことですが、小山川クリーンセンターでの発電は、再生可能エネルギーではないことや、余剰電力買い取り制度は7月1日より固定価格買い取り制度へと移行されておりまして、この制度の対象は太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーが対象となっておりますので、この制度を活用することはできないこととなっております。

また、PPSへの買い取り制度を導入してとのことですが、こちらも制度としては存在しませんので、クリーンセンターとPPS事業者の契約によることとなります。このPPSの売却の検討が始まりましたのは、本年4月の東京電力による大口利用への値上げ発表が発端となっております。このため、ごみ処理に伴う発電を行っている施設でPPSへ電力を売却している施設は、現在見受けられないのが現状でございます。クリーンセンターの余剰電力は、東京電力より高く購入してくれる事業者があれば運転経費の削減につながりますので、エネルギーの地産地消とあわせて、今後児玉郡市広域圏市町村組合における管理者会議等において、話してみたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

議長（高橋正行君） 2番山下博一議員。

〔2番 山下博一君発言〕

2番（山下博一君） 議席番号2番山下博一でございます。町長から懇切丁寧な答弁、ありがとうございました。

時間の許す限り再質問に入らせていただきます。

まず、1点目の職員の不祥事についてですが、先ほどの町長の答弁ですと、今回の懲戒処分については、町で決めている懲戒処分の指針や日頃の勤務状況、そういったものを勘案しながら、担当の弁護士等を含めて関係者で最終的に決めたという御答弁でした。

この中で、懲戒処分というところで、国家公務員等の妥当性について確認しましたが、先ほど町長の答弁では単純には比較できないということでありましたが、今回、実際のこの事件の発生が、昨年11月3日ということであります。最終的に新聞報道、全協でも報告ありましたように、6月に略式命令が出されて、罰金30万円を払ったということでございます。

懲戒処分についてはこういうことですが、私の知っている範囲で、他の自治体では、懲戒処分と分限処分というのを町の広報で公表している自治体があります。具体的には東京都東村山市の広報を見ると、分限処分というのが何件くらいあったかというのを町の広報で知らせています。

分限処分とはちょっとは聞きなれない言葉なのですが、今回の不祥事に対して、町の声としては、必ずしも町民の声を納得させる処分になっていないなというのがいろいろ多数の意見が寄せられているのは事実でございます。今回とった懲戒処分とあわせて、職員の全体奉仕者として公共の利益のために勤務しなければならない責務を負っていますが、分限処分について検討されたのか。

ここで私のほうで分限処分について解説しますと、分限処分とは、職員の身分保障の限界、公務能率の維持を目的として一定の事由により課せられる職員の意に反する処分。もう一つは懲戒処分というのがあります。職員が一定の事由により、その職務を十分に果たすことが期待し得ない状態、職員の意に反する不利益な身分上の変動または処分、こういったことでありまして、公務能率の維持及び公務の適切な運営の確保を目的とすることで、やはりその辺も検討する内容であったかと思うんですが、町長の考えを伺います。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 今、山下議員から、東村山市は広報等でも公開しているというようなお話をいただいたわけでございます。

職員の分限についての御質問でございますけれども、処分に対する公認など、分限処分について、お話のとおり、地方公務員法第28条に定められておるところでございます。分限処分につきましては、職員がその職責を十分に果たすことができない場合、その職員に対して不利益をもたらす処分でありますので、職員の一定の義務違反に対し道義的責任を問う処分、職員の非違に対して行政上の処分をすることを目的とした地方公務員法の29条の懲戒処分とは処分目的が異なっておるわけでございます。一定の理由がある場合に、職員の意に反する不利益な

身分上の処分をする権限が任命権者に与えられている反面、職員の身分保障の見地から、処分する場合を限定しております。明らかに勤務成績がよくない場合でない限り、現段階で分限処分することは難しいと考えております。

また、懲戒処分の検討においても、日頃の勤務態度などを見極めた上で判断をさせていただいておるところでございます。

このことについて、多くの方から、町長への手紙や電話等でさまざまな意見をいただいております。山下議員もおっしゃられておりましたけれども、私も周知をしておるところでございます。改めて職員全員で全体の奉仕者たる公務員の原点に立ち返りながら、綱紀粛正に取り組んでまいりたい、このように考えておるところでございます。

議長（高橋正行君） 山下博一議員。

〔 2 番 山下博一君発言 〕

2 番（山下博一君） 2 番山下でございます。町長から今、職場全体で職員全体で取り組んでいきたいという話がありました。

町長の答弁の中で、コンプライアンス意識のことについて、答弁いただきました。今後コンプライアンス研修等を役場全体でやっていくということでありました。私が調べた徳島県の事例では、かなり仕事上のつき合い、公務員のいろいろな民間企業とのつき合いの規制とか、また、交通事故、通常的时间外での公務員の行動規範、そういったものの指針等をきちんと徳島県の場合にはコンプライアンス指針を作ってやっておりますので、ぜひそういったものを。

最初から余り大それたものを作るよりも、簡単にやれるところから作っていただいて、コンプライアンスの研修等に役立てていただきたいのと、先ほど町長もおっしゃいましたように、新人教育、そういったところにもこのコンプライアンス意識の醸成というものを役立てていくということで、御答弁いただきまして、大変ありがとうございました。

そこで、私としては、公務員の中でも信賞必罰という言葉があります。これは民間でも同様なんです、努力が報われる社会、努力が報われる組織でありたいと思っております。町長はこのことについてどんなお考えでしょうか。やはりきちんとした評価がされないと、モラルの低下に結びつくかなと思うんですが、町長のお考えをお聞きします。

議長（高橋正行君） 町長。

〔 町長 関根孝道君発言 〕

町長（関根孝道君） 信賞必罰の職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれを宣言しなければならないというのは、一般的に全職員に課せられた義務であるというふうに思っております。仕事に対して際立って努力している職員においては、課長の人事評価などをもとに昇格、昇給、そういうことも行っております。

議長（高橋正行君） 2番山下博一議員。

〔2番 山下博一君発言〕

2番（山下博一君） 2番山下です。

先ほどの町長の答弁で、最後に綱紀肅正について答弁ありました。私も再三お話していますが、役場の職員は全体の奉仕者であることを再度職員みずから肝に銘じることが大事かと思えます。もう一回綱紀肅正に取り組む姿勢について、町長の御答弁をお願いします。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 山下議員のおっしゃるとおり、本当に役場の職員は全体の奉仕者でございまして、本当に今回の万引きなんていうことは、あるべき行為ではないというふうに思っております。本当に残念な思いがしておるわけございまして、これらのことを踏まえまして、今後全職員に周知をいたしまして、先ほど申し上げましたけれども、新しく入られてくる職員の研修のためにも、これらの例もございしますので、生かしていきたい。そして、二度と再びこういったことの起こらないように頑張っていきたいと、そういうふうに思っております。

議長（高橋正行君） 2番山下博一議員。

〔2番 山下博一君発言〕

2番（山下博一君） 山下ですが、このことについて、私としては、役場職員について、我々議員もそうですが、高い意欲と高い使命感と高い能力を備えた公務員を輩出していくことが大変大事かと思っております。政府でも言っております公務員改革の中でも、こういったことをやっていくことを各省ごとにやっていくという話もあります。やはり信賞必罰のルールと徹底した能力と実績等を含めて、公務員の姿勢を立派な公務員を輩出していくことが大事かと思いますので、引き続きこのことについてもやっていただければと思います。

次に、上里サービスエリア周辺地区整備事業についてお伺いします。

企業誘致について、町も取り組むということで御答弁いただきました。プロジェクトチーム、副町長を中心に協議会等、連絡協議会等を作って、これについてやっているということでありまして。上里町もそういった努力をするという方向であります。近隣の本庄市につきましても、こういった組織的な動きの中で、企業誘致に関しては産業開発室、また、寄居町は企業誘致推進課など専門部署、要するに、企業誘致に対して強力な推進体制を組んでおります。どうしても上里町は、本庄市等に一步先に行かれているなという感じがするんですが、町長のお考えいかがでしょうか。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 企業誘致に関しましては、近隣の本庄市や寄居町で、専門部署を置いて強力な推進体制を組んで取り組んでいると、そういうお話をいただいたところでございますけれども、先ほども答弁を申し上げましたように、本町でもプロジェクトチームを作って、関係各課が分担しながら事務を推進しておるところでございます。おかげさまで、土地造成工事の発注まで進んでまいったところでございます。現状の人員体制の中では、なかなか企業誘致に係る専門組織の設置が難しい状況にあるわけでございますけれども、企業誘致というと、成果を上げることでありますので、専門組織の優位性ということもありますが、上里町は上里町のやり方で、今後取り組んでまいりたいというふうに思っておるところでございます。

私自身も先頭に立って、企業誘致に全力で取り組みますが、庁内の企業誘致推進本部を中心に、一日も早く成果を上げられるよう今後とも努力をしてみたい、このように考えておるところでございますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

議長（高橋正行君） 2番山下博一議員。

〔2番 山下博一君発言〕

2番（山下博一君） 先ほど本庄市の動きについてふれました。本庄市はここにありますが、これはホームページでとった彩の国フードバレー本庄というこういう立派なパンフレットです。これはインターネットでこういうものがとれるようになっています。これを見ると、「彩の国フードバレー本庄へようこそ」ということで、全国発信して、本庄千本桜周辺地区産業団地と大々的に売り込んでおります。こういった県内市町村の動き、それから近隣の先ほど言いました玉村町、高崎市のほうもいろいろ企業誘致ということでやっております。こういったPR活動、こういうことも大事かと思いますが、上里町については、こういったPR活動についてどんなお考えなんでしょうか、町長の見解をお伺いします。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） つい先日でございますけれども、ある国会議員の方を通して、それに精通した方も来ていただいておりますので、現地を見ていただいております。その方からもそういったアドバイス等もいただいておりますので、ようやく工事着工の目途が立ってまいりましたので、今後広報活動が重要であると考えますので、町のホームページの重要概要の掲載やパンフレット、そういうものについても、作成についても早急に検討してみたいと、このように考えております。

議長（高橋正行君） 2番山下博一議員。

〔2番 山下博一君発言〕

2番(山下博一君) 山下です。よろしくお願いします。

同じ企業誘致に関してですが、隣の藤岡市は、中部中京圏、要するに、名古屋地区から東南海地震のリスク分散として、藤岡市の三本木工業団地に医療関係の製造販売企業を誘致することに成功したということが新聞等でも報道され、インターネットでも掲示されております。こういう企業誘致に際しても、先ほどのPR等もありますが、東南海地震で、例えば海に近いところにある企業等を、やはり町長が言うように、上里町は地盤もいいし、高速道路の交通から見ても、東北、関西、中部、北陸といったところに対してへそみたいになっていて、非常にいいところだということを盛んに町長おっしゃっています。こういうことを踏まえて、災害のリスクを分散する企業等に対して、上里町も積極的にPR活動を進めたらと思いますが、それについて、町長のお考えをお聞きします。

議長(高橋正行君) 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長(関根孝道君) 本町に隣接する市町村の企業誘致対象に、事業PRを兼ねて企業立地アンケートを実施いたしました。今年には埼玉県が、毎年知事は大阪のほうへ財界の人たちと接する機会があるわけでございますけれども、その開催する企業説明会に私も知事と一緒に参加をいたしまして、その上里町のサービスエリア周辺の利便性と地盤のしっかりした地域の宣伝をしていきたいと、そんなふうにも思っておるわけでございます。

何よりも情報の提供とタイミングが企業誘致には大切だと、そういうふうにも思っておるわけでございますので、今後ともチャンネルを広げて情報提供を行ってまいりたい、このように考えておるところでございます。

議長(高橋正行君) 2番山下博一議員。

〔2番 山下博一君発言〕

2番(山下博一君) 2番については一応、町長の御答弁ありがとうございました。

最後に、時間的に少しまだありますので、ごみ減量化の啓発活動についてお伺いします。

先ほどの町長の答弁ですと、ごみ減量化については、平成12年からペットボトルと、また資源ごみの改修等、分別回収等をやっているということで、町としては非常にごみの減量化なりに取り組んでいるということが伺えます。

ただ、私は今回、広報活動をやってもう少し啓発活動をやったらという趣旨は、住民の目線から見ると、ごみの分別回収、そういったものが住民に徹底されていない部分がありますということで、一部の住民からもこういった問題が、私自身も見て、住民の中でもそういった分別回収を理解していない住民がおられるようなので、こういった啓発活動をきちんと広報なり、きちんとやっていくべきだということで、今回取り上げさせていただきました。

資源ごみについては、町としても3R運動を進めるということで、方針としては私としても十分理解できるんですが、住民への周知をもう一回徹底的にお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか、町長のお考えをお聞きします。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 上里町の資源回収は、各行政区ごと御協力をいただいております。リサイクル活動につきましては、PTAをはじめとする31のリサイクル団体の有価物の回収や大変御協力をいただいております。これらの活動を十分リサイクル活動に町民の方が参加をしていただけるように、今後もあらゆる手段を通じて今後リサイクルに御協力をいただけるように、区長さんをはじめ衛生委員さん等にもその旨をお話をさせていただきたいというふうに思っております。

議長（高橋正行君） 2番山下博一議員。

〔2番 山下博一君発言〕

2番（山下博一君） 町長の答弁ありがとうございました。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（高橋正行君） 2番山下博一議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前11時40分休憩

午後1時30分再開

議長（高橋正行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（高橋正行君） 一般質問を続行いたします。

10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 議席番号10番の日本共産党沓澤幸子です。通告に従い、一般質問をいたします。

今回の質問は、1、ごみゼロをめざした取り組みについて、2、防災対策について、3、安心・安全な子育てのための環境づくりについての3点です。

それでは、順次お伺いいたします。

1、ごみゼロをめざした取り組みについて。

児玉都市広域市町村圏組合の焼却灰最終処分場について。

美里町広木にあります焼却灰最終処分場は、小山川クリーンセンターでごみを焼却した後に排出された煤塵を固化したものを埋め立てています。この施設の汚水が地下水を汚染するという事故が発生しました。この施設は、公害防止に万全を期し、主な特色として、遮水シートは5層二重構造で、漏水検知及び補修対応システムを取り入れ、遮水シートの小さな損傷でも素早く発見でき、応急対策や恒久的な補修もできる構造、また、地下水の水質を24時間連続して観測し記録する監視システムも設置しているとのことで、絶対安全な施設であると建設当時から説明を受けてまいりました。

今回は、その絶対安全と言われた施設で起きた重大な事故です。事故原因は何だったのでしょうか。地下水の水質を24時間連続して観測して記録する監視システムは作動していたのでしょうか。管理体制と自己責任について伺いたいと思います。

今後の焼却灰処理方法と課題について。

広域圏組合最終処分場の埋め立て面積は5,530m<sup>2</sup>、埋め立て容量は4万5,000m<sup>3</sup>です。1997年度に建設され、埋め立て期間は当初2007年までの10年間でしたが、3年延長され、2010年度までとなっていました。その期限も過ぎてからの事故でしたが、事故がなかった場合の使用容量はどの位、残っていたのでしょうか。

また、事故対策として、今回約1億4,000万円の工事が行われたと聞いています。さらに、事故後の焼却灰については、民間委託をしていると聞いています。その処理費は今年度どの位かかる見通しなのでしょうか。いずれにしても、この財源は上里町民を含む児玉都市住民の税金です。今回の事故に関わらず、美里町にある処分場の埋め立て期限が来ており、今後の焼却灰の処分について、町長はどのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

焼却処分から分別処理へ計画的な切り替えを進めることについて。

絶対に安全な施設と言っていた施設で今回のような事故が起きると、郡市内で処分場を確保することは困難だと思います。また、身近で迷惑な施設が確保できないからといって、他の地域に委託し続けることも、責任ある処理方法とは言えません。ごみを燃やし続ければ、処分場が必要になります。処分場を必要としない方向への移行といえ、徹底的にリサイクルする、いわゆる循環型処理対策に切り替えることしか方法がないのではないのでしょうか。

本庄市東五十子にある、ごみ焼却施設小山川クリーンセンターは、事業費137億6,970万円で建設されました。2000年4月に操業開始し、12年目です。2011年度決算によれば、広域圏組合清掃施設負担金の上里町分は2億916万7,000円であり、小山川クリーンセンター費は1億5,606万2,000円、埋め立て処分地施設費は404万8,000円でした。4市町合計では、小山川クリ

ーンセンター費は7億1,919万3,000円、埋め立て処分施設費は1,865万1,000円にもなります。その他に、各自治体では、ごみの収集運搬にもお金をかけています。資源となるごみを大量に焼却し、安全上問題のある焼却灰を埋め立てるために毎年これだけの経費が使われているのです。思い切った処理方法の転換を図るときではないでしょうか。町長の考えを伺います。

住民が協力できるごみの減量について、ごみゼロ宣言の町に学ぶことについて、同時に伺っていきたいと思います。

自治体のごみウェスト宣言の国内第1号は、2003年9月に人口約2,000人の徳島県上勝町です。ゼロ・ウェストとは、無駄なものを使わず、リユースやリサイクルを進めるとともに、生産段階から見直して、処理が困難な有害物質を含む製品を作らないようにすることで、脱焼却、脱埋め立てを達成するという考え方です。

上勝町では、2020年までに焼却、埋め立てに頼らないことを目標に、徹底した分別、リサイクルに取り組んでいます。次いで、2008年3月にもったいない宣言をしたのが、人口約9,000人の福岡県大木町です。10年先の2018年を目標に生ごみとし尿をメタン発酵させるなど、ごみの減量に取り組んでいます。3番目の宣言は、2009年11月の熊本県水俣市で、2020年を目標に分別品目の拡大に取り組んでいます。ごみゼロ宣言をした自治体はいずれも計画年度を前倒しでごみの減量が進み、リサイクル費用はかかるものの焼却と比べると処理費用は大幅な減額になっているとのことでした。

児玉郡市広域圏組合で行っているごみの高温焼却は、地球温暖化防止から見ても問題です。住民の税金を使うのであれば、住民にも理解される環境にやさしい方法に切り替えるべきだと思います。細かい分別は最初には住民の中にも戸惑いが起こると思いますが、これは慣れるしかありません。何よりそのことによって新たな財源を確保できるのですから、協力のしがいがあるというものです。ごみゼロの宣言をした町に学ぶことについて、町長の考えを伺います。

生産者（製造者）責任を明確にすることについて。

日本は、世界の焼却施設の7割、全国に1,700を超える焼却施設があるといわれています。ダイオキシン問題が起こった時にも、国はダイオキシンの削減策を高温で24時間連続焼却する大型焼却炉に補助金を出すなどして、大型焼却炉の建設を推進してきました。児玉郡市広域市町村圏組合も、その政策によって補助金を受けて小山川クリーンセンターを建設したのです。

1995年容器リサイクル法が制定され、資源回収の意識は国民の中に確実に定着してきていますけれども、容器包装発生量は逆に増えてきています。容器リサイクル法は、リサイクルした資源を回収して保管し、業者に引き渡す仕事になっているのは市町村です。また、そのかかる費用は住民の税金で負担をしています。児玉郡市内のリサイクル分別品目が増えないのも、分別すればそれだけ市町村の財政を圧迫し、保管場所も必要になるからです。しかし、分別品目

を増やさなければごみになってしまいます。

そこで必要になってくるのが、生産者（製造者）の再商品化義務です。ドイツでは、1990年にそうしたシステムができています。製造者が負担するといっても、リサイクル費用は製品価格に転化されて消費者が負担するのです。しかし、税金で負担するのに比べ、製品を買う消費者だけが負担することになります。一方、製造者は、企業の責任でリサイクルをすることになるため、リサイクルしやすいリサイクル費用のかからないものを生産しようとするため、製造段階においてごみの発生を予防することが可能になります。

大量生産、大量リサイクルからリデュース、リユースを優先にした循環型社会へ切り替えるためにも、法律で拡大生産者責任を明確にし、製造業者が有価回収し、再利用、再資源化を進める仕組みを作ることが大事です。国に対し、容器リサイクル法に生産者（製造者）責任を明記することについての町長の考えを伺います。

## 2、防災対策について。

公共施設の耐震診断計画について。

日本の建築物の耐震基準は、過去の地震を教訓に何度も改正されています。阪神・淡路大震災後におきましては、建物の耐震基準が大きく見直されました。3.11東日本大震災後はさらに防災減災対策の重要性が強調されています。上里町においても、子どもたちが日々過ごす学校施設の耐震診断と改修事業は計画的に進められてまいりましたが、公共施設に関しては、学校施設が優先だったため、手がつけられていません。不特定多数の住民が利用し、いざというときには避難所ともなる公共施設の建物の安全性の把握は優先課題ではないでしょうか。どの施設がどの程度危険なのか分からずに利用し続けるのは大変危険です。まずは耐震診断を行い、住民に公表することが求められます。公共施設の耐震診断計画について、町長の考えを伺います。

保育所、学童保育所、高齢者福祉施設等、町が委託している施設の耐震診断を必要とする建物の耐震診断計画について。

と重複しますが、町には公立の2つの保育所も昭和56年以前の建物であり、平屋とはいえ、毎日たくさんの子供が利用している施設です。また、民間保育所及び民間委託をしている学童保育所や高齢者福祉施設の中にも耐震診断を必要とする施設があります。いわゆる昭和56年以前の建物です。

多くの子どもたちや高齢者が利用するこうした公共性の高い施設についても、同じく耐震診断が必要です。しかし、それには経費がかかります。町が委託している施設についての耐震診断の指導とそれにかかる費用についてどのように考えていますか。県・国の補助金もありますが、いろいろ制約もあるようですので、町長の考えを伺います。

### 3、安心・安全な子育てのための環境づくりについて。

子ども子育て新システムについて。

先の第180回通常国会、9月8日まで大幅な会期延長で開かれたこの国会では、国民生活に大きく影響する消費税の増税法案と子ども子育て新システム3法案が決まりました。子ども子育て新システム法案は、大幅な修正を加え、参議院では19もの附帯決議をつけての採択となりました。

保育士や保護者が一番の心配をしていた市町村の保育実施義務は残りましたが、保育の必要性の認定が加わることになり、朝から夕方まで1週間を通しての保育から、必要な時間、必要な曜日のみを利用することになるようです。認定時間を超えた保育の利用は、個人負担になるようです。

保育士側から見ても、早く登所する子、遅く登所してくる子、在園時間がばらばらになるため、安全把握等の心配が出てまいります。上里町においては、今でも正規保育士より臨時保育士が多くなっている状況です。今以上に短時間で不安定雇用の保育士を増やさないよう求めます。

昔から三つ子の魂百までといわれたように、教育の原点は幼児期からです。質の高い、発達を見通した保育が保障できるように、無理な詰め込み保育や無理な職員体制を行わないよう、町長の考えを伺いたいと思います。

また、公立保育園については、2カ所をしっかりと公立のまま維持することについての考えもあわせて伺いたいと思います。

民間学童保育所の家賃補助について。

上里町では、民間の学童保育所3カ所と5つの児童館において、放課後保育が実施されており、他市町村にない安全な放課後保育事業が展開されています。学童保育は、1997年に児童福祉法の一部改正に関する法律が成立し、放課後児童健全育成事業として法制化され、若干の間補助金は増えたものの、補助の対象は人件費分のみで、そのため必要経費である家賃の支出は民間学童の運営上大きな負担になっています。

町は、そうした民間学童に対し、月1万円、年12万円の家賃補助を行っていますが、この額ではいつまでもたっても保護者の公立との保育料の格差を埋めることはできません。町が児童館で実施している放課後児童クラブの保護者負担金は所得に応じて決められており、最高額は月5,000円ですが、民間学童においては一律月額1万円プラス延長保育料や施設費が加算されています。民間学童の保護者負担が少しでも減らされるように、学童保育所の家賃補助の増額について、町長に伺いたいと思います。

扶養控除廃止による子育て世代への負担増に対し、保育料のあり方について。

今年度は子育て世代の住民税負担が増えました。それは民主党の公約だった子ども手当を支給するのと引き換えに扶養控除をなくしてしまったからです。控除額は所得税が38万円、住民税が年33万円のため、町に関わってくる住民税では、2010年度分から増税になりました。その金額が、15歳までが4,773人対象で7,850万円、16歳から19歳未満の特別扶養控除の廃止により、931人対象で552万円になっております。

今年度は、国の指導によりこの控除分の住民税増額分は保育料には反映されなかったものの、いずれにしても、子育て中の方々の生活を圧迫してきています。子育て支援というなら、負担増に対し軽減策が必要となります。保育料の減額、ないしは兄弟減額の拡大及び小学生、中学生に対しては、学校給食費の町負担分の増額等が最も有効的です。町長は、財政的に厳しいと言いますが、無駄を削れば可能です。同和対策事業は2011年度内に終了を決めたわけでありませんが、1年間は事業を継続し、その間何千万円も支出をしているのです。未来を担う子どもたちを健やかに育てるための支援こそ重視すべきと思いますが、町長の考えを伺います。

上里中学校建設を目途に、北中及び各小学校のエアコン整備を行うことについて。

上里中学校の校舎建設が1年早まり、今年度事業で取り込まれることになりました。新しい校舎は太陽光発電整備と冷暖房整備を備え、風通しを考慮し、採光と照明を工夫した明るい校舎になるようであります。大変待ち遠しいところです。この夏は異常な暑さが続きましたが、他の5小学校と北中についても、近年続いている異常な暑さ対策が必要です。学習できる環境にしていくことが求められます。

学習に適した気温は、夏は30度以下で、25度から28度が最も良いとされています。美里町では、新築されて中学校にエアコンが整備されましたので、各小学校についても2学期の9月に間に合うようにエアコンがすべて設置されました。以前町長は、命に関わる耐震改修を優先させたいと言われましたが、今年は世界規模での異常な暑さに見舞われていて、真夏日、猛暑日ともに記録を更新し続けています。暑さが命に関わる時代になっているのです。30度を超えた教室では、とても学習できる環境とは言えず、国内で最も熱い地域にある上里町においては、早かれ遅かれエアコンの設置は必要です。上里中建設に合わせた他の学校へのエアコン設置についての町長の考えを伺いたいと思います。

これで1回目の質問とさせていただきます。答弁よろしく願いいたします。

議長（高橋正行君） 10番沓澤幸子議員の質問に対して町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 沓澤議員の質問に対してお答えをさせていただきたいと思います。

最初に、ごみゼロをめざす取り組みについて、 の児玉郡市広域市町村圏組合の焼却灰最終

処分場についての御質問でございます。

児玉郡市広域市町村圏組合に設置しました美里町の最終処分場につきましては、場内より発生する浸出水や地下水を排出処理していますが、平成23年8月の定期点検におきまして、地下水排水のためのポンプが停止している異常が確認されました。水位の上昇が見られたとのことでありますし、この水の水質を調査した結果、地下水と浸出水の混じり合った対流水と確認されております。このため、その対策工事として、浸出水を止める工事を昨年12月より実施をしておるところでございます。4月に完了をいたしました。現在は処分場内の対流水の排水設備工事を平成24年度末までに完了する予定とのことでございます。

美里町の最終処分場につきましては、第1期としまして1万2,000<sup>m</sup><sup>3</sup>、第2期として1万5,000<sup>m</sup><sup>3</sup>の合計2万7,000<sup>m</sup><sup>3</sup>の処分量で造成されましたが、平成22年に全量の搬入が終了いたしましたので、現在は搬入を行っておらないわけでございます。平成23年度における小山川クリーンセンターの焼却灰の処分につきましては、セメント原料として1,850トン、熊谷市の太平洋セメントに、焼成砂の原料として3,894トン、寄居町の彩の国資源環境センターへ、また、灰固化物として1,695トン、民間処分場へ委託しております。全量を委託する処理となっております。美里町の処分場の併用による処理は実施しておらないわけでございます。

焼却灰につきましては、受け入れ先が限定されることや、費用がかかることがありますので、できる限り再資源化により処理を図っていくよう指導してまいりたい、このように考えておるところでございます。

また、責任の所在についてもお話をいただいたところでございますけれども、美里町の最終処分場の事故に関わる責任につきましては、広域圏でのことでありますので、この場で町長としてお答えするものではないと考えますが、今回の事故は、建設当時からの時間が経過していることや原因部分が目視できないなど、どのようなことが起因しているか特定されていないとのことであります。このような状態で責任追及をすることは難しいものと考えます。しかし、事故による多大な費用が必要になってしまったわけでございますから、今後の状況等を確認した中で、広域議会の議員さんや他の管理者、副管理者等の中で話してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、今後の焼却灰処理法と課題についての質問についてでございますが、上里町のごみ処理は、御存じのとおり、小山川クリーンセンターの焼却処理が主な処理方法として行っております。現在、小山川クリーンセンターに搬入されています可燃ごみは、およそ30%から60%の割合で紙や布類が混入しております。これらはすべてリサイクルできるわけではありませんが、リサイクルを行い、焼却灰の減量化を図っていく必要があると考えております。しかし、リサイクルを進展させた場合にあっては、汚物等のリサイクルのできないものや、生ごみ

などを焼却によらずに衛生的に処理することは非常に難しいことでもあります。現在では、焼却処理に代わる有効な処理方法がないことから、全国においても新たな焼却処理場の建設や更新が計画されているものと考えております。

焼却処理を行うことは必ず焼却灰が発生することになります。現在、児玉広域管内においては、美里町の最終処分場がその利用を終了したため、自前による処分場がない状態となっております。最終処分場の建設にあっては、周辺住民の同意をいただかなければならず、工事費も多大なものとなります。また、処分終了後の管理も必要となりますので、現在新たな処分場は計画されておらない、そういう状況であります。

今後の焼却灰の処理方法につきましては、先の質問でもお答えいたしましたが、現在行っております資源化と民間施設への処分を継続していく予定でございます。処理先が民間でありますので、処理単価については変動することも考えられますが、当面の間は安定した処理が行っていきける見込みであります。今後は、リサイクルの啓発を行い、ごみの減量化を促進して焼却灰の減量化を進めていきたい、このように考えておるところでございます。

次に、 の焼却処分場から分別処理へ計画的な切り替えをすることについての質問でございます。

上里町のごみの分別区分につきましては、現在可燃ごみをはじめとする4種類、7分別で実施しておりますが、県内の他の市町村においては、さらに細分化して区分を収集して行っているところもありますし、処理場において手作業による分別作業を実施しているところもあるようでございます。

現在、児玉都市内において、段ボールなどの紙類や布、容器包装プラスチック類の分別収集を行っている市町村はありませんし、小山川クリーンセンターにこれらの保管庫をはじめとする必要な施設を整備されていないのが現状でございます。可燃ごみを焼却処理することから分別によるリサイクルへ進展させるためには、資源ごみの分類を増やして細分化し、可燃ごみを資源ごみに転換を図ることが必要なわけではありますが、小山川クリーンセンターでは、施設が整備されておられませんので、受け入れができない状態であります。

また、小山川クリーンセンターへ搬入される可燃ごみは、紙ごみや布類が30%から60%の割合で混入されておりますので、まずはこれらの分別の徹底をし、リサイクル団体等による集団回収などによるごみ量の低減を図る必要があると考えております。小山川クリーンセンターにおいても、ごみの減量については常に検討を行っておりますので、今後は担当会議等において検討を進めるよう指示をしまいたいというふうに考えております。

次に、 の住民が協力できるごみの減量についての御質問でございます。

ごみはプラスチック製品が出始めたころから急激に増加してきた経緯があります。これまで

は容器類の多くは一升瓶などのリターナブル瓶が活用され、包装紙には紙が使われ、生ごみ類は各家庭で処理をされていたわけでございます。しかし、現在では、その多くをプラスチックで作成し、そのまま再利用することを目的として製造されておりますことから、再度活用するためには分別収集し、新たな製品としなければならないのが現状でございます。

町では、リサイクル団体の回収や行政区による資源回収を行っておりますので、まずは御協力をいただきたいと思います。また、食品スーパーの出入り口にあります食品トレー回収ボックスを活用いただくことが有効であります。住民の皆さんにできるだけ減量につきましては、リサイクルで減量を図ることはもとより、必要なものを必要なだけ購入することを心がけていただき、残り物や不用品を出さないようにしていただくことが重要なことでもあります。今後はこれらの点も含めて、ホームページや広報により啓発を行ってまいりたいと思っておりますのでございます。

次に、のごみゼロ宣言の町に学ぶことについてであります。この宣言を行いました徳島県の上勝町は、四国の山間部にあります人口1,904名の和食の彩りとして使用するもみじなどの出荷で有名な町であります。ごみの再利用、再資源化を進めて、2020年までに焼却や埋め立て処理をなくすことを目指し、ゼロ・ウェスト（ごみゼロ宣言）をしております。この町は34種類の徹底した分別を行い、生ごみは堆肥化を行っております。可燃ごみの収集は月に1回で、収集は行わずに町の中心部にあるごみステーションへ出すとのこととございます。これには高齢者の多い町でありますので、周囲の協力体制もできているようでございます。

上勝町には、ごみ処理のための焼却場はなく、周辺自治体との設置も計画されたようですが、建設には至ってはならないようでございます。このため、どうしても燃やさなければならぬごみは、山口県にある一般廃棄物の処理施設まで送り、焼却を行っているとのこととあります。

この町と上里町を比較しました場合、やはり人口密度の違い等によりまして、生ごみ等の処理や発生するごみ量の違いがありますので、必ずしも同様の手法が取り入れられるかどうか分かりませんが、ごみゼロを目指す姿勢や分別によるごみの減量方法など、参考となる点も非常に多いかと思っておりますので、今後の参考とさせていただきたい、このように思っておりますのでございます。

次に、番の生産者（製造者）責任を明確にすることについてでございます。

現在の容器等は、そのほとんどがプラスチック類を主体に製造されておりますが、これらのものは再利用を前提としていないことから、リサイクルされることとなります。しかし、このリサイクルに当たっては、各市町村で収集費用や運搬費用をかけて処理を行っております。リサイクルによる資源を有効に活用することは大切なこととありますが、回収に際して製造者は

関与していないのが現状でございます。

平成13年4月に施行されました家電リサイクル法にありますように、購入者が処理費の一部を負担して製造者が処理を行うといった方法や、容器類へのデポジット制などは必要ではないかと考えております。生産者への責任を求めることは、上里町単独でできることではありませんので、広域市町村圏等においても検討をしていきたいというふうに思っておるところでございます。

また、先ほど沓澤議員のおっしゃられておりましたドイツにおいては、ジュースなどの飲料容器のリサイクルではなく、リユース（再利用）となっております。その方法は日本における一升瓶などと同様な方法でありますデポジット制度となっております。この方法はあらかじめ商品の容器代を上乗せして販売し、使用後販売店へ返却した時点でその費用を消費者に返却するものでございます。その単価は、日本円にして20円から30円程度で、返還率を高くするように設定しているようでございます。

ペットボトル等もリユースの対象で、その使用回数は15回から20回となり、その表面はすれても使用され、使用されている容器は全体の60%となっております。また、へこんだ容器の厚さが日本よりかなり厚いものを使っておるようでございまして、変形されたもの、そういうものは返金されない場合があるようでございます。

リユースでできない容器包装等につきましては、リサイクルとなりますが、この回収は民間企業が出資した団体が行っておるわけでございます。この回収システムは、容器包装資材にあらかじめ回収とリサイクル処理費を上乗せして販売をしているもので、最終的には消費者の負担となる仕組みであります。

ドイツにおいてはリサイクルによるごみの資源化を進めておりますが、ごみ処理事業がないわけではありません。処理費につきましては有料となっております。今後こういったことも参考にしていければいいなど、そういうふうにも思っておるところでございます。

次に、防災対策について、の公共施設の耐震診断計画についての御質問に関して答弁をさせていただきます。

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、震災による亡くなられた方の7割以上が住宅建物の倒壊等が原因であると報告されております。さらに、倒壊した建物が道路を閉塞し、避難や救助活動の支障となって被害を増幅させました。それ以降、昨年3月の東日本大震災までの間に、震災が発生するごとに改めて建築物の耐震性、安全性が求められておるところでございます。そのため上里町の地域防災計画でも、公共公用施設の耐震診断や耐震改修を計画的に推進することとしております。

御承知のとおり、上里町では、現在子どもたちが安全に学校生活を送れるよう、最優先して

小・中学校の校舎の耐震化を行っておるところでございます。また、町内全域の建築物の耐震化を促進していくためには、上里町建築物耐震改修促進計画を年内に策定するよう準備を進めているところでございます。これは、民間建設物等含めた旧耐震基準が適用されている昭和56年以前の建築物を基本的な対象として、耐震診断、耐震改修を計画的に促進していくものでございます。

公共施設につきましては、学校をはじめ災害時の避難場所として指定されております施設、また、不特定多数が集まる施設となっておりますので、耐震化は必要不可欠なものであると考えております。現在の各施設の耐震の状況を考慮しながら、重要性和緊急性による優先順位をつけて耐震化を計画していきたいと考えております。

また、数多くある公共施設の耐震診断や耐震改修には莫大な費用と時間が必要となっております。限られた予算の中で効率的に耐震化を進められるように、国・県などの補助制度を研究しながら、順次にまずは耐震診断を、そして耐震改修ということで計画をいたしていきたい、このように考えておるところでございます。

次に、3番の安心・安全な子育てのための環境づくりについての御質問でございます。

の子ども子育て新システムについての御質問ですが、政府は、平成24年3月2日に少子化社会対策会議において決定された子ども子育て新システムに関する基本制度等に基づき、同月30日に子ども子育て支援法案、総合こども園法案及び子ども子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案を閣議決定をするとともに、同日、第180回国会に提出をいたしております。

これらの法律案は、5月以降衆議院本会議及び衆議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会において審議が行われましたが、6月15日に自由民主党、公明党で社会保障と税の一体改革に関する実務者会合において、社会保障と税の一体改革に関する確認書が取りまとめられ、これを踏まえ、子ども子育て支援法案及び子ども子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する議案修正案と、新たな議員立法として就学前の子どもに関する教育保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案が国会に提出され、6月26日に衆議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会及び衆議院本会議で可決されました。その後、参議院の審議等を経て、8月10日に可決成立したところでございます。

8月22日には、子ども子育て支援法、就学前の子どもに関する教育保育料の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律に伴う関係法律の整備等に関する法律は、それぞれ公布されたところでございます。これらの法律の施行については、一部の規定を除き、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する法律の

施行の属する日の翌年の4月までにおいて政令で定める日とされておるところでございます。

御質問をいただいております子ども子育て新システムの関係する法律につきましては、このような経過をたどり現在に至っております。今後の日程ですが、9月中に国から県等への説明会を経て、その後、県から市町村へ説明が予定されております。これらの説明会の内容等を慎重に検討を行い、町といたしまして、適切な対応を行ってまいりたいと思っておりますところでございます。

すみません、一つ答弁漏れがございますので、一つ戻っていただきまして、防災対策についての 番の保育所、学童保育所、高齢者福祉施設等、町が委託している施設の耐震診断を必要とする建物の耐震診断計画についての御質問でございます。

保育所は、入所児童にとりまして、長い時間を過ごす生活の場であり、今後大規模地震の発生が懸念される中、保育等の安全性を早急に確保することは必要であると考えております。町内で町から民間に委託している保育所、学童保育所は全部で8施設あります。その中で昭和56年以前に建設され、耐震診断の必要な保育所は3カ所、学童保育所については1カ所となっております。今後それぞれの施設に合った国・県等の補助制度により耐震化をお願いしたいと考えておるところでございます。

ただし、補助制度には規模要件等がありますので、一定の規模以下の建設は該当いたしません。現在本町では、今後発生が予想される地震災害から町民の生命、身体及び財産を守ることを目的とした上里町建築物耐震改修促進計画の策定を進めております。

なお、対象については、原則として昭和56年以前に建てられた住宅、民間特定建設町有建築物等となっております。したがって、補助制度から外れた民間の学童保育所については、これらの計画の中で耐震診断等が可能となります。

以上のように、町が委託している施設等の耐震診断を必要とする建物については、国・県等の補助制度等により計画してまいりたいと考えておるところでございます。

続きまして、 の民間学童保育所の家賃補助についての御質問でございますが、現在、放課後児童クラブは、各学校に公立の児童クラブが5クラブと民間児童クラブが3クラブあります。各民間児童クラブにおかれましては、放課後児童クラブ健全育成事業に御協力をいただいておりますところでございますが、町といたしましても、県の放課後児童健全育成事業補助金交付額算定基準に基づき、各クラブの委託費は毎年上げておりますので、町の負担額も増加しておりますところでございます。

各民間児童クラブに家賃補助として年間12万円を補助しておるところでございます。補助金については、市町村の状況により異なっており、比較は難しいと思われま。公立と民間の保育所負担格差ということですが、公立の児童クラブの保育料は、前年度分の所得税の課せられ

ない世帯については、生活保護世帯はゼロ円、市町村民税非課税世帯は1,500円、市町村民税課税世帯は2,500円、前年度分の所得税の課せられた世帯が5,000円、その他におやつ代として1,500円が教材費としてあるわけでございます。民間児童クラブ保護者負担金は月1万円で、保育料、教材費、おやつ代、施設代を含んでいるところや、別途施設費をもらっているところもあるようでございます。このような内容となっておりますが、一律に上げるわけにはいかない状況です。

また、民間児童クラブを対象に環境整備事業を計画しているところでございます。児童の安心・安全のために設備の整備や5万円以上の備品を購入する補助事業でございます。1クラブ当たり100万円までの補助限度額が3分の2の県費補助となっておりますのでございます。各クラブの現状や近隣市町村の状況を把握しながら検討してまいりたい、このように考えておるところでございます。

次に、一番の扶養控除廃止による子育て世代の負担増に対し、保育料のあり方の御質問ですが、平成22年度の税制改正により、所得税は平成23年度分から、住民税は平成24年度分から年少控除（16歳未満）に対する扶養控除及び特定扶養控除（16歳から18歳）の上乗せ部分が廃止されたところでございます。保育料は前年分の所得税額をもとに算定しておりますが、本年においては厚生労働省通知を踏まえ、平成24年度以降の保険料決定に際し、扶養控除廃止による影響が生じないよう、これからの廃止がないものとして所得税額を再計算し、その額から決定することといたしました。このため今回の税制改正による扶養控除の変更で、所得税、住民税納税額が増えても、保育料の算定に影響はないわけでございます。

しかしながら、少子化が進行し、共働きや核家族、ひとり親世帯が増加する中で、子どもたちの生活環境の変化、保護者の働き方の多様化に伴い、保育需要が大きく変わってきており、また、景気の低迷が長期化するなど雇用状況も悪化し、子育て家庭の家計も厳しさを増している状況となっております。

こうした中、本町における保育料については、国の徴収基準が8階層となっているところを18階層に細分化し、額もそれぞれ低く設定して、保護者負担額の軽減を図っているところでございます。国の基準額との比較でも、平成24年度の平均で40%軽減しておるところでございます。

続きまして、上里中学校を目途に、北中及び各小学校のエアコン整備を行うことについてでございます。

上里町では、耐震化事業を最優先課題として取り組んでおり、神保原小学校、賀美小学校2校の体育館の改修工事を今年度の完了を予定しており、長幡小学校、七本木小学校、2校の体育館についても耐震改修工事を実施し、来年度の小学校施設では、すべての耐震化事業の完了

を見込んでおります。上里中学校の改築事業では、校舎等の建て替え、旧校舎解体等の1期工事を一般競争入札の方法により発注する手続を進めている状況でございます。文科省では、平成27年度までのできるだけ早い時期に耐震化を完了することを目指すとの方針を出しておりますことから、文科省の方針に沿った耐震化事業を進めてまいりたいと思っております。財政状況の大変厳しい中ではございますが、国庫補助金や交付税算入などのある有利な起債を活用しながら進めてまいりたいと思っております。現在、子どもたちの安全・安心を確保するため、上里町小・中学校の耐震化事業を再優先課題として取り組んでいる状況でございますので、一刻も早く耐震化が完了するべく努力をしてまいりたいと思っております。

上里中学校改築に伴う普通教室などのエアコン設置については、上里中学校建設委員会の意見などもあったことから、設置をさせていただきましたが、北中及び各小学校のエアコン設置については、近年の地球温暖化による猛暑日の増加などにより、健康への配慮や熱中症対策として考えていかなければならないと思っておりますが、財政的な面もありますことから、まずは耐震化の早期完了に向けて努力をしていきたい、このように考えておるところでございます。

議長（高橋正行君） 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） それでは、再質問させていただきます。

まず、ごみゼロを目指した取り組みについてでありますけれども、美里町のところは3年延長を図って、もう使用期限が切れたという状況の中で起きた事故でありますけれども、事故後もう使用ができないといっても、地域住民の方々の健康を守っていくためには、お金を使ってそれを修繕していかなくてはいけないというそういう責任があると思います。原因については、まだこれからということでもありますので、わかった暁には明らかにしていただきたいなというふうに思っています。

それで、2番目のほうにもかかってくるわけでありますけれども、処分場の建設は、建設費にもお金がかかるし、要するに、今後埋め立てていってもこういう事故管理にもお金がかかるということで、もう建設はしない方向ということはわかりました。私はこのことを思ったときに、原発事故の後に残ったものがずっと、過去延々と抱えていかなくてはいけないというその問題によく似ているなというふうに思います。今後としては、焼却灰だと大変なので、再資源化を図っていき、できない部分については民間委託をしていくということでもありますけれども、おおよそそういうふうな処理法に変えた場合、年間どの位の財源が必要なのかということについて、まず伺いたいと思います。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 先ほど沓澤議員もおっしゃられておりましたけれども、新しい場所へ作るということにつきましては、用地負担や工事費、事故が起こったりリスク、そういうことも考えますと、このまま民間に委託して、資源の再利用を優先的に考えていったほうがいいのではないかと、そんな思いがしておるところでございますけれども、それにかかるお金が年間に大体1億四、五千万円処理費がかかるわけでございます。

議長（高橋正行君） 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 焼却していく限り、この経費をずっと使っていかななくてはいけないということだと思います。私もこのクリーンセンターを建設するとき、容器リサイクル法ももう成立していましたので、ごみはリサイクルするんだから、あんな大きな施設は建設すべきではないということを議会の中でも発言したことを覚えています。その後、建設されてしまって、もう仕方がないかなというふうに思っておりましたけれども、仕方がないというふうにあきらめていけば、この焼却施設と埋め立てていくための処分費として、処分費だけで1億四、五千万円、そして、小山川の負担金、4町村合わせますと7億円を超えていますね。これだけのお金が燃やして、地球環境にもよくないCO<sub>2</sub>を出しながらこれだけのお金が毎年使われていく。このことを考えますと、もう徹底的なリサイクルに切り替えるときではないかなというふうに思っているんですけれども、そういう考えはいかがなんでしょうか。

リサイクルをもっと増やしていくということは町長も述べられましたけれども、徹底的な脱焼却に向かって動き出す、そういう考えについて、町長の答弁をお願いしたいと思います。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） このリサイクルをして資源化をしていくということで、それは全く目的は同じでございますけれども、ただ、今の処分場の施設の中だけでは、余り細かいところまで細分化するということが非常に難しいということでございます。ですから、できるだけ施設で処理できる範囲のリサイクルをやっていければいいかなと、そんなふうに思っておりますけれども。

議長（高橋正行君） 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） ここで私は、国内第2号で宣言をした大木町について紹介したいと思っておりますけれども、先ほど町長は、紙類や布類をもう少し分別できないかということで、それによって30%から60%リサイクルが進むかなということが言われましたけれども、大木町では、先ほど町長がとても難しいといった生ごみと尿をあわせてメタンガスを発酵する、そういう

リサイクルをやっておりまして、メタンガスは施設内の電気に使ったり、また、売電したりと。そしてまた、分解した液ができるのは、それは非常に有効な肥料になっているようで、農家の方たちに無料でお配りして、使っていただいて、農家の人はその分肥料代が浮きますので、町民についてはお米が安く買えると、そういうメリットもあるような形で、そういうふうにしますと、ごみの小山川クリーンセンターだけではなくて、利根クリーンセンターのほうの処分費も若干削っていくことが可能な部分があるんです。

こういうふうにして、できる範囲ではなくて、新たにそのための処理施設を1回経費はかかりますけれども、考えれば、元はとれていくと言うんでしょうか、そういうふうに関環境にもやさしく、長い目で見れば税金を無駄に使わなくて済む、そういう徹底したリサイクルに踏み込むことについて、再度伺いたいというふうに思います。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 沓澤議員もおっしゃっておいりましたけれども、今一番問題なのは生ごみであるかなと、そういうふうにも思っております。生ごみは沓澤議員もおっしゃられておいりましたけれども、細菌を入れて発酵して有効利用できれば、これは本当に有効な堆肥化ができるわけですから、そういうものもこれから研究する必要があるなど、そんなふうにも思っております。

それと、私もかつて酪農をやっていたことがございます。酪農の溜まった尿、そのメタンガスを利用して、液体の肥料、そういうものを作っていたところで研究したところもあるわけですから、そういうものを一つはいいアイデアだなと、そういうふうにも思っておりますので、今度は広域圏でその辺のところは可能かどうか、少し研究をしてみたいと、そういうふうにも思っております。

議長（高橋正行君） 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） ありがとうございます。ぜひ研究していただきたいなというふうに思います。

私は埼玉県のごみのリサイクル率というのをちょっと調べてみました。埼玉県の61地域を対象とするごみのリサイクル率についてのランキングが出ていますけれども、一般ごみのうち、リサイクルされた割合を地球にやさしい町がそれで明らかになっているわけなんですけれども、第1位は日高市の99.2%です。2位は宮代町の42.4%、3位は吉見町の38.3%、第1位と2位が非常に差があるわけなんですけれども、上里町は39位で22.5%、同じく組合を組んでおります本庄市、美里町、神川町におきましては、47位、58位、60位と、大変下のほうにラン

キングがされております。

同じ分別収集の品目の中でも、上里町は住民の理解や協力があるのかなというふうに、これを見て思ったりもしているんですけども、私は研究と同時に住民の方々に対しても、これだけの焼却にお金をかけ、処分にお金をかけ、なお且つあれだけ安全だといった施設からこういう事故が起きているんですよということを、説明責任をしっかりとっていくというんでしょうか、そのことによって、あっ、きちっと分別しなくてはいけないなと、ただ、単純に分別しましょうというのではなくて、その裏づけを住民に知らせていくことというのが重要ではないかなというふうに思っています。

どの3地域、ごみゼロを目指して切り替えてきた地域においても、最初は分別は非常に大変だったみたいです。でも、今では何か楽しみながら分別できる、分別が当たり前みたいになってきているというふうにも伺っております。あの大きな小山川クリーンセンターを無駄にするわけにはいきませんので、あの施設を焼却ではなくてリサイクルの施設として、もっともっと活用できたらなというふうに思っているところです。

実際、上里町の塵芥処理費の委託料なんですけど、これは主にごみの運搬に関わる部分ですけども、平成23年度の決算で5,476万8,420円です。これはごみの運搬に使うのではなくてリサイクルの運搬に。だから、目的がそういう自然にやさしいほうに使ってもらえればなというふうに思うところです。

町長も研究していただくということなので、次の大きな2番目の防災対策について伺います。

今後、優先的に公共施設の耐震についても計画をしていきたいということでもありますけれども、私は、学校の時もそうでしたけれども、順次耐震診断をするというのではなくて、まず、耐震診断は急いでやっていただきたいなというふうに思うんです。というのは、私たち素人の目ではわからないですけども、賀美小学校は良かったんですよ、改修しなくても。だから、どの建物が一番危険なのか、やはり危険の順位によって改修も早めなければいけないし、また、今人口は減少社会に入っています。上里町はまだ顕著には現れていませんけれども、いずれ減少に向かっていくんだというふうに思います。そうしたときに、耐震診断が必要だから全部改修して活かしていくことになるのか、それとも有効活用として、これは危険でもう改修だけではだめで、建て替えなければいけないという施設については速やかに撤去していくのかとか、そういう検討も合わせてやっていく時ではないかなというふうに思います。

それで、順次ではなくて、診断についてはできるだけ早く一斉に行うという考え方について、町長の御意見をお伺いしたいと思います。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 学校の施設におかれましては、耐震診断を全部終わっておりまして、もう耐震計画も進んでおるわけでございます。その他の公共の建物については、できるだけ早い機会に耐震診断をやらせていただきたいというふうに思っておるところでございますけれども、今上里町の建築物耐震改修促進計画の中で、今協議会を設定しておるわけでございます。そういった中で、この建物はもう必要ないのではないかと、補強工事をしてもしようがないと、ほかにもっと利用できるところがあると。そういうところも含めて、いろいろ耐震診断と同時にそういう要らない建物、もうこれは残しておいてもしょうがないという建物についても整理をしていきたいと、そんなふうにも思っておるところでございます。耐震を急いでやれということでございますので、耐震診断ぐらいはそれほどの莫大な費用がかかるわけでもございませんので、順次やらせていただきたいというふうに思っております。

議長（高橋正行君） 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） ぜひお願いしたいというふうに思います。

それで、なんですけれども、民間学童保育所が1カ所、民間保育所が3カ所、また、お年寄りの施設としてはルピナス園さんが昭和56年の前なのかなというふうに思っています。今後一般の民間の建物と同様に、今年度の中で検討していくということでありまして、ぜひその検討の中に個人の建物とはまた若干違う大勢の方たちが措置をされたり、入所したりしているわけでありまして、補助率のところを考えていただく方向について、お伺いしたいというふうに思います。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 民間保育所の補助につきましては、上里町も児童館を5つも作っております。非常に子育て支援については、莫大な費用をかけておるところでございます。まず、いずれにしましても、そういった将来を担う子どもたちのために、少くからお金をかけようということやってきたわけでございますけれども、美里町は町営のそういう施設がないわけございまして、全部民間で委託をしておるわけでございますから、補助のことはそういうことで考えておりまして、耐震診断については、危険と思われるところは耐震診断も一緒に含めて、保育所等についてもやらせていただきたいと思っております。

議長（高橋正行君） 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 安心・安全な子育てのための環境づくりのほうに移りたいと思いません。

子育て新システム3法案は、附帯決議がいっぱいつきながら通って、これから説明があってというふうに少しずつ動いていくんだというふうに思いますけれども、上里町の公立の学童保育所を町長は今後どういうふうにしていくのか。公立も民間も含めて、新システムのもとで今度は徐々に変わっていくというふうに思いますけれども、特に公立においては、保育士さんが今でも既にもう多くの保育士が不安を抱いている、臨時職員に切り替わっていくのではないかと不安がもう既に先行して行われている中において、またこういうことが目の前に来ていますので、そのことについての町長の考えを伺っておきたいというふうに思います。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） この新しいシステムについては、先ほどもお話を申し上げましたけれども、9月中に国から県等への説明会が開かれます。その後、県から市町村への説明があるわけですので、詳細には、まだ私どもも把握していないわけですのでございますけれども、大まかこんなふうに行くであろうと、そういうふうには思っておるところでございますけれども、保育士さんの不安等もあるわけですのでございますけれども、余り状況をしっかりと把握していない中で、中々こういうふうにするということも言えないわけですので、近々県のほうからもそういった指導もあるようでございますので、それを踏まえた中で、今後検討してまいりたいと、そういうふうに思っております。

議長（高橋正行君） 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） わかりました。

の民間学童保育所の家賃補助でありますけれども、上里町は確かに5つの公立学童がありまして、さらに民間の学童保育所ということで、保育園から学校に切り替わるときに、路頭に迷うということはほばないと思います。近隣におきましては、入れなくて困っている保護者もたくさんいる中で、上里町は県内でも稀なそういう整備がされているのかなというふうに思っております。

しかし、埼玉県内には現在178カ所の学童保育所がありまして、そのうち公立公営が34.6%、公立民営、建物は公立であったり、無料で貸してもらったりしながらできているところが45.5%、民立民営はわずかに19.9%です。上里町の3つの民間学童保育所はまさにこの民立民営の19.9%の中に入っているというふうに思います。

確かに補助金はこの間学童保育所、県のほうも、国が上げていますので、少しずつ上がってきているわけでありまして、いかにせん運営は大変厳しくて、今何とか民間学童が運営できているのは、障害児のお子さんを受け入れることによって、その補助金が高くなっている。

それで何とかやりくりをしている現状だというふうに思います。

しかしながら、先ほど町長の答弁にもありましたように、保護者負担です。片や所得に応じてゼロ円から5,000円、しかし、民間は所得は全く無関係に一律1万円プラス時間外保育料がかかったり、あとは、施設によっては施設費も加算されている現状です。そういうところに対して、さいたま市のほうでは100%家賃補助が実現しております。上限が15万円。熊谷市におきましても、4分の3の家賃補助が保障されておまして、上限が9万円。多くの自治体で余り家賃補助というのを耳にしないのは、公設、無料でお借りしたりしている場合が多いからなんです。

そういうことを考えますと、上里町においては、少なくとも1万円の補助をしていただいているわけですが、ここをもうちょっと上げていただくことで、保護者の負担を公立との格差を若干でもなくす対策がとれないかというふうに思うんですが、お伺いしたいというふうに思います。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 先ほどもちょっと言いかけたんですけれども、上里町は子育て支援に大変お金を児童館等で使っておるわけでございます。こういう補助制度を各地区の比較をしてみますと、確かに12万円というのはそれほど多い額ではないかなと、そういうふうには思っておるところでございますけれども、今そういった学校の建て替え問題やら、そういったところにも相当のお金がかかっておるわけございまして、財政的にも厳しい状況の中にあるわけでございますので、ここで少し上げるとか、そういうことはいかないけれども、また少し検討してみたいというふうに思っております。

議長（高橋正行君） 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） ぜひ検討をお願いしたいというふうに思います。

もう時間がないので、 なんですが、エアコンのことでありますけれども、確かに財政的なこともあります。そして、学校の耐震診断、改修を急ぎたいということもずっと言われてきたというふうに思います。しかし、この暑さは尋常な暑さではなくて、それも自由に寝転がってもいい、暑いからあっちに動いてもいい、こっちに動いていいということではなくて、時間を決められて1時間なら1時間、どんなに暑い窓際の席であっても、それに耐えて勉強しなくてはいけないんですね。

上里町の教育委員会としては、学校の教室の温度はどのように管理しているのでしょうか。適温が25度から28度というふうに決められております。30度以下であることというふうにもな

っております。30度以上の日にちが何日あったのか、伺いたいというふうに思います。そうしたことを考えれば、エアコンの設置は待ったなしではないかなというふうに思うんですが。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 先ほど来、お話を申し上げておるとおり、今本当に大規模改修等も一生懸命やっておるところでございます。空調設備についても非常に大きな課題だと、そういうふうに認識をしております。25度から28度に設定というのは、本当に春か秋の時期しかないのではないかなというふうに思っておるところでございますけれども、エアコンを入れても25度から28度に設定するというのは、非常に不可能の温度ではないかなと、そういうふうに思うわけでございますけれども、今学校のほうでは、教育長のほうからその辺のところを少し答弁をしていただければと思いますが。

議長（高橋正行君） 教育長。

〔教育長 山下武彦君発言〕

教育長（山下武彦君） 今学校のほうでは、各学校、校長先生を通して、子どもたちのいる教室の温度を自動的に計ってもらっております。ただ、その資料は今この手元にございませんので、どうなっているかということについてはまだここでは申し上げられませんが、後でよろしく申し上げます。

議長（高橋正行君） 沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） すみません、教育長の答弁はお願いしていなかったのに、答弁ありがとうございます。

以上で終わりにしたいと思います。

議長（高橋正行君） 10番沓澤幸子議員の一般質問を終わります。

散 会

議長（高橋正行君） 本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

午後2時50分散会